

明治廿一年九月刻版

掌中  
刑法治罪法

刑法附則  
監獄則  
登記法  
公證人規則

東京

鶴聲社梓



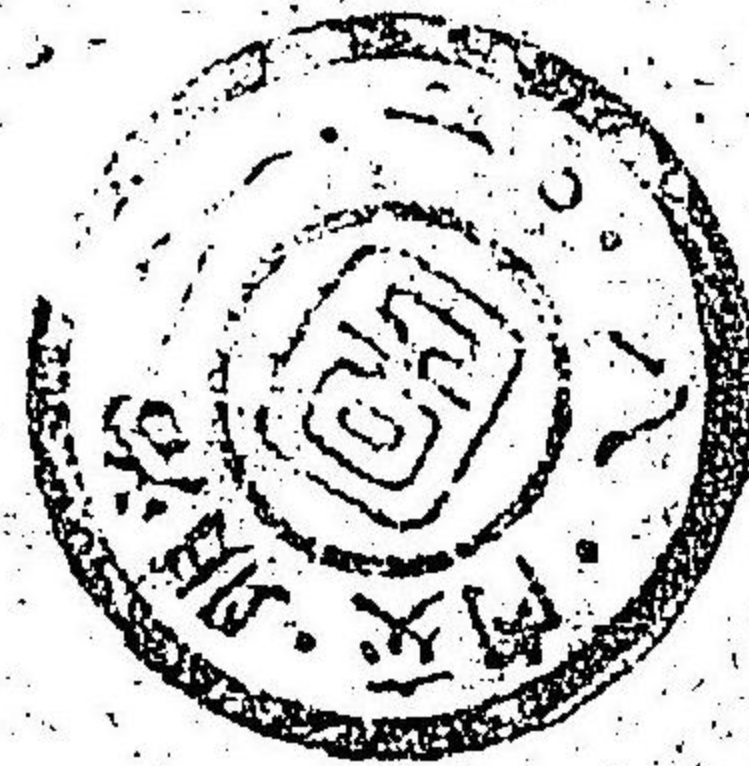
特 64 No. 12319  
13

刑注目錄

第七章	第六章	第五章	第四章	第三章	第二章	第一章	第一編
節	節	節	節	節	節	節	節

數加再	罪減犯	俱順加	發序重	酌量減輕	自首減輕	不論罪及	不論罪及	不加減例	復權免除	假期出獄	刑罰計算	徵價處分	附加刑處分	主刑處分	刑名	刑例	刑法則
-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	----	----	-----

08  
71  
013





第八章節  
 第九章節  
 第四章  
 第一章節  
 第二章節  
 第三章節  
 第四章節  
 第五章節  
 第六節  
 第七節  
 第八節  
 第九章  
 第一章節  
 第二章節  
 第三章節  
 第四章節  
 第五章節

官の封印を破壊する罪  
 公務を行ふを拒む罪

信用を害する罪

貨幣を偽造する罪  
 官印を偽造する罪

官の文書を偽造する罪  
 私印私書を偽造する罪

免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪

偽證の罪  
 度量衡を偽造する罪

身分を詐稱する罪  
 公選の投票を偽造する罪

健康を害する罪

阿片烟に關する罪  
 飲料の淨水を汚穢する罪

傳染病豫防規則に關する罪  
 危害品及び健康を害す可き物品

製造の規則に關する罪  
 健康を害す可き食物及び藥劑

第八章節  
 第九章節  
 第四章  
 第一章節  
 第二章節  
 第三章節  
 第四章節  
 第五章節  
 第六節  
 第七節  
 第八節  
 第九章  
 第一章節  
 第二章節  
 第三章節  
 第四章節  
 第五章節



第四編

○

違警罪

- 第十一節 根親姦淫重婚の罪
- 第十二節 誣告及び誹毀の罪
- 第十三節 祖父母父母に對する罪
- 第一章 財産に對する罪
- 第一節 窃盜の罪
- 第二節 強盜の罪
- 第三節 遺失物埋藏物に關する罪
- 第四節 家資分散に關する罪
- 第五節 詐欺取財及び受寄財物に關する罪
- 第六節 贓物に關する罪
- 第七節 放火失火の罪
- 第八節 洪水の罪
- 第九節 船舶を覆没する罪
- 第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第十一節 根親姦淫重婚の罪  
 第十二節 誣告及び誹毀の罪  
 第十三節 祖父母父母に對する罪  
 第一章 財産に對する罪  
 第一節 窃盜の罪  
 第二節 強盜の罪  
 第三節 遺失物埋藏物に關する罪  
 第四節 家資分散に關する罪  
 第五節 詐欺取財及び受寄財物に關する罪  
 第六節 贓物に關する罪  
 第七節 放火失火の罪  
 第八節 洪水の罪  
 第九節 船舶を覆没する罪  
 第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪



第三章	假出獄及び特別監禁
第四章	刑事裁判費用
第五章	賠償處分
刑法參考諸布告	
新舊法比照	
法律規則罰例	
密賣淫處分	
賭博犯處分規則同處分方	
富饒賣買犯處分	
脫稅處分	
水底電信線路犯禁	

刑法目錄

第一章 法例  
 第一條 凡る法律に於て罰すべき罪別て三種を爲す

第二條 法律に正條なきもの何等の所爲と雖も之を罰するを得ず

第三條 法律の頒布以前に係る犯罪に及ぼすを得ず  
 若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者ハ新舊の法を比照し

第四條 此刑法ハ陸海軍に關する法律を以て論ず可き者に適用する

第五條 此刑法に正條なくして他の法律規則に刑名ある者ハ各其法律規則に從ふ若し他の法律規則に於て別に總則を掲げざる者ハ此

第六條 刑ハ生刑及び附加刑となす



一	死刑	二	無期徒刑
三	有期徒刑	四	無期流刑
五	有期流刑	六	重懲役
七	輕懲役	八	重禁獄
九	輕禁獄		
第八條	左に記載したる者を以て輕罪の主刑となす		
一	重禁錮	二	輕禁錮
三	罰金		
第九條	左に記載したる者を以て違警罪の主刑となす		
一	拘留	二	科料
第十條	左に記載したる者を以て附加刑となす		
一	剝奪公權	二	停止公權
三	禁治產	四	監視
五	罰金	六	沒收
第十一條	刑を執行し及び犯人を檢束する方法細目の別に規則を以て之を定め		
第二節 主刑處分			

第十二條 死刑の執行は規則に定めたる所の官廳臨時檢束所にて之を行ふ

第十三條 死刑は司法卿の命令あるに非ざれば之を行ふを得ず

第十四條 大祀令節國祭の日は死刑を行ふとを禁ず

第十五條 死刑の宣告を受けたる婦女懷胎なる時其執行を停め分娩後一百日を経るに非ざれば刑を行はず

第十六條 死刑の遺骸は親屬故舊請ふ者あれば之を下付す但し式を用ひて葬ることを許さず

第十七條 徒刑に無期有期を分たず島地に發遣し定役に服す

第十八條 有期徒刑に十二年以上十五年以下となす

第十九條 徒刑の婦女は島地に發遣せず内地の懲役場に於て定役に服す

第十九條 徒刑の四六十歳に滿る者通常の定役を免し其体力相當の定役に服す

第二十條 流刑に無期有期を分たず島地の獄に幽閉し定役に服せず

第二十一條 有期流刑に十二年以上十五年以下となす

第二十一條 無期流刑の囚五年を経過すれば行政の處分を以て幽閉を免し島地に於て地を限り住居せしむるを得

有期流刑の囚三年を経過する者も亦同じ

三 第二十二條 懲役に内地の懲役場に入れ定役に服す



第六十條 禁錮の期間が一年以上以下輕懲役の六年以上八年以下となす

第二十三條 禁錮の内地の獄に入れ定役に服せず

重禁獄の九年以上十一年以下輕禁獄は六年以上八年以下となす

第二十四條 禁錮の禁錮場に留置し重禁錮の定役に服し輕禁錮の定

役に服せず

禁錮の輕重を分たず十一日以上五年以下と爲し仍ほ各本條に於

て其長短を區別す

第二十五條 定役に服する囚人の工錢の監獄の規則に従ひ其幾分を

獄舎の費用に供し其幾分を囚人に給與す但し現役百日以内の給

與の限に在らず

第二十六條 罰金の二圓以上と爲し仍ほ各本條に於て其多寡を區別

す

第二十七條 罰金の裁判確定の日より一ヶ月内に納完せしむ若し限

内に納完せざる者は一圓を一日に折算し之を輕禁錮に換へ其一

圓に滿ざる者と雖も仍ほ一日に計算す一罰金を禁錮に換る者ふ

の更に裁判を用ひず檢察官の求に因り裁判官之を命ず但し禁錮

の期限の二年を過るとを得ず

若し禁錮の限内罰金を納めたる時其經過したる日數を扣除し

て禁錮を免す但し親屬其他の者代て罰金を納めたる時も亦同じ

第二十九條 科料の五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍ほ各本條に

於て其多小を區別す

第三十條 科料の裁判確定の日より十日以内に納完せしむ若し限内

納完せざるものは第二十七條の例に照し之を拘留に換ふ

第三節 附加刑處分

第三十一條 剝奪公權は左の權を剝奪す

一 國民の特權 二 官吏と爲るの權

勳章。年金。位記。貴號。恩給を有するの權

三 外國の勳章を佩用するの權 五 兵籍に入るの權

四 裁判所に於て証人と爲るの權但し單に事實を陳述するに此

限に在らず

七 後見人と爲るの權但し親屬の許可を得て子孫の爲めにする

八 此限に在らず

九 分散者の管財人と爲り又ハ會社及び共有財産を管理するの權

第三十二條 學校長及び教師學監と爲るの權

第三十三條 重罪の刑に處せられたるものハ別に宣告を用ひず終身

公權を剝奪す

第三十三條 禁錮に處せられたるものは別に宣告を用はず現任の官職



第三十條 監視の期満後、主刑の執行を停止するものハ別に宣告を以て

主刑を免して止た監視に附したるものも亦同じ

第三十五條 重罪の刑に處せられたる者の別は宣告を用ひず其主刑

の終る迄自ら財産を治むるを禁ず

第三十六條 流刑の因幽閉を免されたる時ハ行政の處分を以て治産

の禁の幾分を免するを得

第三十七條 重罪の刑に處せられたるものハ別に宣告を用ひず各本

刑の短期三分の一に等しき時間監視に付す

第三十八條 輕罪の刑に附加する監視ハ之を宣告す但し各本條に記

載するの外監視に付するを得ず

第三十九條 死刑及び無期刑の期満免除を得たる者は別に宣告を用

ひず五年間監視に付す

第四十條 監視の期限ハ主刑の終りたる日より起算す主刑の期満免

除を得たる時ハ其捕に就きたる日より起算す

若し主刑を免して止た監視に付したる時ハ其裁判確定の日より

起算す

第四十一條 監視に付せられたる者其情狀に因り行政の處分を以て

假に監視を免するを得

第四十二條 附加の罰金の之を宣告す若し一月以内に納付せざれば

第二十七條の例に照し輕禁錮に換へ主刑滿期の後之を執行す

第四十三條 左に記載したる物件ハ宣告して官に沒收す但し法律規

則に於て別に沒收の例を定めたるものハ各其法律規則に従ふ

一 法律に於て禁制したる物件 二 犯罪の用に供したる

物件

三 犯罪に因て得たる物件

第四十四條 法律に於て禁制したる物件ハ何人の處有を問はず之を

沒收す犯罪の用に供し及び犯罪に因て得たる物件ハ犯人の所有

に係り又ハ所有主なき時の外之を沒收するを得ず

第四節 徵償處分

第四十五條 刑事の裁判費用ハ其全部又ハ幾分を犯人に科す但し其

費用の額ハ別に規則を以て之を定む

第四十六條 犯人刑に處せられ又ハ放免せらるゝと雖も被害者の請

求に對し贓物の還給損害の賠償を免がらんとを得ず

第四十七條 數人共犯に係かる裁判費用贓物の還給損害の賠償ハ共

犯人をして之を運帶せしむ

第四十八條 裁判費用贓物の還給損害の賠償ハ被害者の請求に因り

刑事裁判處に於て之を審判するを得若し贓物犯人の手にある

時ハ請求なしと雖も直ちに之を被害者に還付す

七



第五十條 刑の裁判確定したる後に非ざれば之を執行するを得ず

受刑の初日の時間を論ぜず一日に算入す放免の時の刑期に算入

第五十一條 刑の裁判確定したる後に非ざれば之を執行するを得ず

- 一 犯人自ら上訴して其上訴正當なる時の前裁判宣告の日より起算し若其上訴不當なる時の後判宣告の日より起算す
- 二 檢察官の上訴に係るもの其上訴正當なるを否とを分たす
- 三 前判宣告の日より起算す

第五十二條 刑期満内逃走し再び捕に就きたる者の其逃走の日數を除き前後受刑の日を計算す

第六節 假出獄  
第五十三條 重罪輕罪の刑に處せられたる者獄則を遵守し改改の状ある時の其刑期四分の三を經過するの後行政の處分を以て假出

獄を許すとを得無期徒刑の囚ハ十五年を經過するの後亦同じ  
流刑の囚ハ第二十一條に照し幽閉を免するの外假出獄の例を用

第五十四條 徒刑の囚假出獄を許さると雖とも仍は島地に住居せし

第五十五條 假出獄を許されたるものハ行政の處分を以て治産の禁の幾分を免するを得但し本刑期限内特別に定めたる監視に付

第五十六條 假出獄中更に重罪輕罪を犯しける者の直ちに出獄を停止し出獄中の日數ハ刑期に算入するを得す

第五十七條 刑期限内更に重罪輕罪を犯したる者の假出獄を免さず

第七節 期滿免除  
第五十八條 刑の執行を遁れたる者の法律に定めたる期限を經過するに因て期滿免除を得

第五十九條 主刑ハ左の年限に從て期滿免除を得

- 一 死刑ハ三十年
- 二 無期徒刑ハ二十五年
- 三 有期徒刑ハ二十年
- 四 重懲役重禁獄ハ十五年
- 五 輕懲役輕禁獄ハ十年



第六十條 刑を執行するに妨げられたる者の主刑の終りたる日より五年を經過するときは、復権を得ず。

第六十一條 附加の罰金の主刑と共に期滿免除を得、没收の五年を經過して期滿免除を得、但し禁制物の期滿免除の限にあらざる。

第六十二條 期滿免除の刑の執行を遁れたる日より起算す若し捕に就き再び逃走したるときは、其逃走の日より起算し、關席裁判に係るときは、其宣告の日より起算す。

第六十三條 刑の執行を遁れたるものに對し、逮捕を命じたる時の最終の合狀を出したる日より期滿免除を起算す。

第六十四條 公權を剝奪せられたる者の主刑の終りたる日より五年を經過するの、其情狀に因り將來の公權を復すとを得、主刑期滿免除を得たる者の監視に付したる日より五年を經過するの、後も亦同じ。

第六十五條 大赦に因りて免罪を得たる者の直ちに復権を得、特赦に因りて免罪を得たるもの、赦狀中記載するにあらざれば復権を得ず、赦に因りて復権を得たるものは自ら監視を免したる者とす。

第六十五條 復権の勅裁にあらざれば得べからず

第三章 加減例

第六十六條 法律に於て刑を加重減輕すべき時の、後の數條に記載したる例に照して加減す、但し加へて死刑に入るとを得ず。

第六十七條 重罪の刑の左の等級に照して加減す

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 重懲役
- 五 輕懲役

第六十八條 國事に關する重罪の刑の左の等級に照して加減す

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 重禁獄
- 五 輕禁獄

第六十九條 輕懲役に該する者減刑すべき時の、二年以上四年以下の重懲役に處するを以て一等となす

第七十條 輕禁獄に該する者減刑すべき時の、二年以上五年以下の輕禁錮に處するを以て一等となす

第七十一條 錮禁罰金に該する者減刑すべき時の、各本條に記載したる刑の亦四分の一を加ふるを以て一等と爲し、其加重すべき時の、亦四分の一を加へて重罪に入るとを得ず、但し禁錮の加へて七年に至るの刑の加へて重罪に入るとを得ず、但し禁錮の加へて七年に至る。



二十 七十一條

禁錮を減盡したる時ハ拘留に處す罰金を減盡したる時ハ科料に處す禁錮罰金を減して其短期に十日以下寡數壹圓九十

五錢以下に及ぶ時ハ亦拘留科料に處すとを得  
七十二條 拘留科料に該る者加減すべき時ハ禁錮罰金の例に照し

其四分の一を加減するを以て一等と爲す  
警罪の刑ハ加へて輕罪に入るとを得す但し拘留ハ加へて十二日

に至るとを得減じて一日以下に降すとを得す  
七十三條 禁錮拘留を加減するに因て其期限に零數を生じ一日に

滿ざる時ハ之を除棄す  
七十四條 附加の罰金ハ主刑に従て加減し其金額の四分の一を加

減するを以て一等と爲す若減盡したる時ハ止だ主刑を科す  
第四章 不論罪及び減刑

第一節 不論罪及び宥恕減輕  
七十五條 抗拒す可からざる強制に遇ひ其意に非ざるの所爲ハ其

罪を論ぜず  
天災又ハ意外の變に因り避く可からざる危難に遇ひ自己若クハ

親屬の身軀を防衛するに出たる所爲も亦同じ  
七十六條 本屬長官の命令に従ひ其職務を以て爲したる者ハ其罪

を論ぜず  
七十七條 罪を犯す意なき所爲ハ其罪を論ぜず但し法律規則に於

て別に罪を定たるものハ此限にあらす  
罪となるべき事實を知らずして犯したるものハ其罪を論ぜず

罪本重かるべくして犯す時知らざる者重きに從て論ずるとを得  
法律規則を知らざるを以て犯すの意なしと爲すとを得す

七十八條 罪を犯す時知覺精神の喪失に因て是非を辨別せざる者  
ハ其罪を論ぜず

七十九條 罪を犯す時十二歳に滿ざる者ハ其罪を論ぜず但し滿八

歳以上の者の情狀に因り滿十六歳に過ぎざる時間之を懲治場に

留置するとを得  
八十條 罪を犯す時滿十二歳以上十六歳に滿ざる者ハ其所爲是非

を辨別したるを否とを審案し辨別なくして犯したる時ハ其罪を

論ぜず但し情狀に因り滿二十歳に過ぎざる時間之を懲治場に留

置するとを得  
若し辨別ありて犯したる時ハ其罪を宥恕して本刑に二等を減す

八十一條 罪を犯す時滿十六歳以上二十歳に滿ざる者ハ其罪を宥

恕して本刑に一等を減す  
八十二條 癡癡者罪を犯したる時ハ其罪を論ぜず但し情狀に因り

五年に過ぎざる時間之を懲治場に留置するとを得



四 第八十三條 違警罪の満十六歳以上二十歳に満ざる者と雖も其罪

を宥恕するを得ず  
満十二歳以上十六歳に満ざる者ハ其罪を宥恕して本刑に一等を減す  
第十二歳に満ざる者及び瘡啞者ハ其罪を論ぜず  
第八十四條 此節に記載するの外特別の不論罪宥恕減輕ハ各本條に於て之を記載す

第二節 自首減輕  
第八十五條 罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官に自首したるものハ本刑に一等を減す但し謀殺故殺に係るものハ自首減輕の限にあらす

第八十六條 財産に對する罪を犯したる者自首して其贓物を還償し損害を賠償したる時ハ自首減輕等の外仍ハ本刑に一等を減す其全部を還償せずと雖も半數以上を還償したる時ハ一等を減す  
第八十七條 財産に對する罪を犯し被害者に首服したるものハ官に自首すると同く前二條の例に照して處斷す

第八十八條 此節に記載するの外本條別に自首の例を掲げたる者ハ各其本條に従ふ

第三節 酌量減輕  
第八十九條 重罪輕罪違警罪を別たす所犯情狀原諒す可き者の酌量して本刑を減輕するを得

法律に於て本刑を加重し又ハ減輕すべき者と雖も其酌量すべき時ハ仍之を減輕するを得

第九十條 酌量減輕す可きものハ本刑に一等又ハ二等を減す

第五章 再犯加重  
第九十一條 先に重罪の刑に處せられたる者再犯重罪に該る時ハ本刑に一等を加ふ

第九十二條 先に重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該る時ハ本刑に一等を加ふ

第九十三條 先に違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪に該る時ハ本刑に一等を加ふ但し一年內再び其違警罪裁判所の管轄地内に於て犯たる時ハあらざれば再犯を以て論ずるを得ず

第九十四條 再犯加重ハ初犯の裁判確定の後ハ非ざれば之を論ずるを得ず

第九十五條 刑期限內再び罪を犯すに因り刑を宣告したる時ハ先づ其定役に服すべき者を執行し定役に服せざる者を後にす若し初犯再犯共に定役に服する刑に該る時又ハ共に定役に服せざる刑に該る時ハ先づ其重き者を執行す罰金科料に該る者の順序に拘はらず各之を徵收す

五十 第九十六條 陸海軍裁判所に於て判決を経たる者再び重罪輕罪を犯したる時ハ初犯の非常律に従ひ處斷したる者に非ざれば再犯を



以て論ずるを得ず  
第九十七條 大赦に因て免罪を得たる者の再び罪を犯すと雖も再犯を以て論ずるを得ず

第九十八條 三犯以上の者と雖も其加重の法の再犯の例に同じ

第六章 加減順序  
第九十九條 犯罪の情狀に因り總則に照し同時に本刑を加重減輕すべき時左の順序に従て其刑名を定む但し從犯及び未遂犯罪の減等其他各本條に記載する特別の加重減輕の其加減したる者を以て本刑と爲す

一 再犯加重

二 宥恕減輕

三 自首減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱に發したる時一の重きに從て處斷す

重罪の刑の長期の長きものを以て重となし刑期の等き者の定役ある者を以て重と爲す

輕罪の刑の其所犯情狀最重き者に從て處斷す

第一百一條 違警罪二罪以上共に發したる時各其刑を科す若し重罪又一の輕罪と共に發したる時一の重きに從ふ

第一百二條 一罪前に發し已に判決を経て餘罪後に發し其輕く若し

の等しきもの之を論せず其重きもの之を論し前發の刑を以て後發の刑に通算す但し前發の刑罰金科料に該り已に納完了したる者の第二十七條の例に照し折算して後發の刑期に通算す若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と共に發したる者の其再犯と比較し一の重きに從ふ時雖も其沒收及び徴償の處分各本法に從ふ

第八章 數人共犯

第一百四條 第一節 正犯 二人以上現に罪を犯したる者の皆正犯と爲し各自に其刑を科す

第一百五條 人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたるもの亦正犯と爲す

第一百六條 正犯の身分に因り別に刑を加重すべき時他の正犯從犯及び教唆者に及ぼすと爲す

第一百七條 犯人數多に因り刑を加重す可時の教唆者を算入して多數と爲すと爲す

第一百八條 事を指定して犯罪を教唆するに當り犯人教唆に乘じ其指示したる所以外の罪を犯し又其現に行ふ所の方法教唆者の指示したる所と異なる時左の例に照して教唆者を處斷す



一 所犯教唆したる罪より重き時ハ止テ其指定したる罪に從テ刑を科す  
二 所犯教唆したる罪より輕き時ハ現に行ふ所の罪に從テ刑を科す

第二節 從犯

第九條 重罪輕罪を犯すことを知テ器具を給與シ又ハ誘導指示シ其他豫備の所爲を以テ正犯を幫助シ犯罪を容易ならしめたる者の從犯と爲シ正犯の刑に一等を減ず但正犯現に行ふ所の罪從犯の知る所より重き時ハ只テ其知る處の罪に照シ一等を減ず  
第十條 身分に依リ刑を加附すべきもの從犯となる時ハ其重きに從テ一等を減ず正犯の身分に依リ刑を減輕すべき時ハ雖ども從犯の刑ハ其輕きに從テ減輕するを得ず

第九章 未遂犯罪

第十一條 罪を犯さんと謀リ又ハ其豫備を爲すと雖ども未ダ其事を行ハざる者ハ本條別に刑名を記載するにあらずれハ其刑を科せず

第十二條

罪を犯さんとして已ニ其事を行ふと雖ども犯人意外の障碍若クハ失錯に依リ未ダ遂げざる時ハ已ニ遂げたる者の刑に一等又は二等を減ず

第十三條

重罪を犯さんとして未ダ遂げざるものハ前條の例に照シテ處斷す

輕罪を犯さんとして未ダ遂げざる者の本條別に記載するに非ズれハ前條の例に照シテ處斷するを得ず  
違警罪を犯さんとして未ダ遂げざるものハ其罪を論ぜず

第十章 親屬例

- 第十四條 此刑法に於テ親屬と稱するハ左に記載したる者を云ふ
  - 一 祖父父母夫妻
  - 二 子孫及び其配偶者
  - 三 兄弟姉妹及び其配偶者
  - 四 兄弟姉妹子及其配偶者
  - 五 父母の兄弟姉妹及び其配偶者
  - 五 父母の兄弟姉妹及び其配偶者
  - 六 父母の兄弟姉妹の子
  - 七 配偶者の祖父父母
  - 八 配偶者兄弟姉妹及び其配偶者

九 配偶者の兄弟姉妹の子

十 配偶者の父母の兄弟姉妹

第十五條 祖父母と稱するハ高曾祖父父母外祖父母同じ父母と稱するハ繼父母嫡母同じ子孫と稱するハ庶子曾玄孫外孫同じ兄弟姉妹と稱するハ異父母の兄弟姉妹同じ養子其養家に於るの親屬例ハ實子に同じ

第二編 公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第十六條 天皇皇后皇太子に對シ危害を加ヘ又ハ加ヘんとする者の死刑に處す



○第二百十七條 天皇三后皇太子に對し不敬の所爲ある者ハ三月以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

皇陵に對し不敬の所爲ある者亦同じ

第二百十八條 皇族に對し危害を加へたる者ハ死刑に處す其危害を加へんとしたる者は無期徒刑に處す

第二百十九條 皇族に對し不敬の所爲ある者は二月以上四年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百二十條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に付す

第二章 國事に關する罪  
第一節 内亂に關する罪

第二百一十一條 政府を顛覆し又ハ邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂するを目的と爲し内亂を起したる者ハ左の區別に従て處斷す

一 首魁及び教唆者は死刑に處す

二 郡集の指揮をなし其他樞要の職務を爲したる者は無期流刑に處し其情輕き者ハ有期流刑に處す

三 兵器金穀を資給し又ハ諸般の職務を爲したる者は重禁錮に處し其情輕き者ハ輕禁錮に處す

四 教唆に乗じて附和隨行し又ハ指揮を受けて雜役に供したる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二百一十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠したる者は已に内亂を起したる者の刑に同じ

第二百一十三條 政府を變亂するの目的を以て人を謀弑したる者ハ兵を擧るに至らずと雖ども内亂と同じく論じ其教唆者及び下手者を死刑に處す

第二百一十四條 三前條の罪ハ未遂犯罪の時ニ於て乃ち本刑を科す

第二百一十五條 兵隊を招募し又ハ武器金穀を準備し其他内亂の豫備を爲したる者ハ第二百一十一條の例に照し各一等を減す

第二百一十六條 内亂の豫備又ハ陰謀を爲すと雖ども未だ其事を行はざる前に於て官に自首したる者ハ本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

第二百一十七條 内亂の情を知て罪人に集會所を給與したる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二百一十八條 内亂に乗じて人の身軀財産に對し内亂の目的に關せざる重罪輕罪を犯したる者ハ通常の刑に照し重きに從て處斷す

第二百一十九條 外國に與して本國に抗敵し又ハ外國と交戰中同盟國に抗敵し其他本國に背叛して敵兵に附屬したるものは死刑に處す



第三百三十條 交戰中敵兵を誘導して本國管内に入らしめ若しくは本國及び同盟國の都府城塞又ハ兵器彈藥船艦其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者ハ死刑に處す

第三百三十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若しくは兵隊屯集の要地又ハ道路の險夷を敵國に通知したる者ハ無期流刑に處す

第三百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戰の際敵國に通謀し又ハ其賂遺を收受して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時ハ有期流刑に處す

第三百三十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者ハ有期流刑に處す其豫備に止まる者ハ一等又ハ二等を減す

第三百三十四條 外國交戰の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告に違背したる者ハ六ヶ月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以下の監視に附す

第三章 靜謐を害する罪

第一節 兇徒聚衆の罪

第三百三十六條 兇徒多衆を嘯聚して暴動を謀り官吏の説諭を受くると雖も仍ハ解散せざる者首魁及び教唆者ハ三月以上四年以下の重禁錮に處し附和隨行したる者ハ二圓以上五圓以下の罰金に處す

第三百三十七條 兇徒多衆を聚嘯して官廳に喧鬧し官吏に強迫し又ハ村市を騷擾し其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者ハ重懲役に處す其嘯聚に應じ煽動して勢ひを助けたる者ハ輕懲役に處し其情輕き者ハ一等を減す附和隨行したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第三百三十八條 暴動の際人を殺死し若しくは家屋船舶倉庫等を燒燬したる時ハ現に手を下し及び火を放つ者を死刑に處す

首魁及び教唆者情を知て制せざる者亦同じ

第三百三十九條 官吏の職務を行ふを妨害する罪

署の命令を執行するに當り暴行強迫を以て其官吏に抗拒したる者ハ四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

暴行脅迫を以て其官吏の爲すべからざる事件を行はしめたる者亦同じ

第三百四十條 前條の罪を犯し因て官吏を毆傷したる者ハ毆打創傷の

罪

亦同じ

前條の罪を犯し因て官吏を毆傷したる者ハ毆打創傷の

罪

亦同じ



各本條に照し一等を加へ重きに從て處斷す  
第百四十一條 官吏の職務に對し目前に於て形容若くハ言語を以て侮辱したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

其目前に非ずと雖ども刊行の文書圖書又ハ公然の演説を以て侮辱したる者亦同じ  
第三節 囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

第百四十二條 已決の囚徒逃走したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す

若し獄舎獄具を毀損し又ハ暴行強迫を爲して逃走したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處す

第百四十三條 已決の囚徒逃走の罪を犯すと雖ども再犯を以て論ぜず其刑期限内再び逃走したる者ハ再犯を以て論ず

第百四十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者ハ第百四十二條の例に同じ

但し原犯の罪を判決する時に於て數罪俱發の例に照して處斷す  
第百四十五條 囚徒三人以上謀通して逃走したる者ハ第百四十二條の例に照し各一等を加ふ

第百四十六條 囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具を給與し又ハ逃走の方法を指示したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處す

し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て囚徒の逃走を致したる時ハ一等を加ふ  
第百四十七條 囚徒を劫奪し又ハ暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者ハ一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時ハ輕懲役に處す  
第百四十八條 囚徒を看守し又ハ護送する者囚徒を逃走せしめたる時ハ亦前條の例に同じ

第百四十九條 前數條に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第百五十條 看守又ハ護送者の懈怠に因て囚徒の逃走を覺らざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰金を處す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時ハ三圓以上三十圓以下の罰金を處す

第百五十一條 犯罪人又ハ逃走の囚徒及び監視に付せられたる者なるとを知て故ら之を藏匿し若くハ隱避せしめたる者ハ十一日

以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時ハ一等を加ふ

第百五十二條 他人の罪を免れしめんと圖り其罪證となるべき物件を隠蔽したる者ハ十一日以上六月以下の輕禁錮に處し二圓以



上二十圓以下の罰金を附加す  
第百五十三條 前二條の罪を犯したる者若し犯人の親屬に係る時ハ其罪を論ぜず

第四節 附加刑の執行を遁るゝ罪

第百五十四條 公權を剝奪せられ又ハ公權を停止せられたる者私に其權を行ひたる時ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第百五十五條 監視に附せられたる者其規則に違背したる時ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處す

第百五十六條 前二條の罪ハ其刑期限内再び犯したる時に非ざれば再犯を以て論ずるを得ず

第五節 私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪

第百五十七條 官命を受けず又ハ官許を得ずして陸海軍の用に供する銃砲彈藥其他破裂質の物品を製造したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す其之を輸入したる者亦同じ

前項の物品を私に販賣したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第百五十八條 前條の罪を犯すと雖ども職工又雇人にして止だ正犯の使令に供したる者ハ各本刑に照し二等を減す

第百五十九條 前二條の罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第百六十條 第百五十七條に記載したる物品を私に所有したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第百六十一條 第百五十七條に記載したる物品の製造に供したる器械にして單に其用に供す可き者ハ何人の所有を問はず之を沒收す

第六節 往來通信を妨害する罪

第百六十二條 道路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第百六十三條 偽計又ハ威力を以て郵便を妨害し若くハ之を阻止したる者ハ亦前條に同じ

第百六十四條 電信の器械柱木を損壞し又ハ條線を切斷して電信を不通に致したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し器械柱木一條線を損壞して電信の妨害を爲すと雖ども不通に至らざる時ハ一等を減す

第百六十五條 汽車の往來を妨害する爲め鉄道及び其標識を損壞し其他危險なる障礙を爲したる者は懲役に處す



第六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安寧を保護する標識を損壞し又ハ詐偽の標識を點示したる者ハ亦前條に同じ

第六十七條 前數條に記載したる罪其事務に關し官吏及び雇人職工自ら犯したる時ハ各本條に照し一等を加ふ

第六十八條 第一百二十二條の罪を犯し因て人を殺傷したる者ハ歐打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六十九條 第六十五條第六十六條の罪を犯し因て瀛車を顛覆し又ハ船舶を覆没したる時ハ無期徒刑に處し人を死に致したる時ハ死刑に處す

第七十條 此節に記載する輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第七節 人の住所を侵す罪

第七十一條 晝間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建築物に入りたる者ハ十一日以上六月以下の重禁錮に處す

若し左に記載したる所爲ある時ハ一等を加ふ

一 門戸牆壁を踰越損壞し又ハ鎖鑰を開きて入りたる時

二 兇器其他犯罪の用に供すべき物品を携帶して入りたる時

三 暴行を爲して入りたる時

四 二人以上にて入りたる時

第七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又ハ人の看守したる建造物に入りたる者ハ一年以上一年以下の重禁錮に處す

若し前條に記載したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處す

第七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内に入りたる者ハ前二條の例に照して各一等を加ふ

第八節 官の封印を破毀する罪

第七十四條 官署の所分に因り特別に家屋倉庫其他の物件に施したる封印を破棄したる者ハ二月以上二年以下の重禁錮に處す

若し看守人自ら犯したる時ハ一等を加ふ

第七十五條 官の封印を破棄して其物件を盜取し又ハ毀壞したる者ハ盜罪及び毀壞の各本條に照し重きに從て處斷す

第七十六條 看守人其懈怠に因り封印を破棄し又ハ其物件を盜取し毀壞する犯人あるとを覺らざる時ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第九節 公務を行ふを拒む罪

第七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を背ぜざる時ハ二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第七十八條 陸海軍の徴兵に編入せらるべき者身躰を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所爲を以て免役を圖りたる時ハ一月以上



一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す  
若し他人に囑託し其姓名を詐偽し代て徵募に應ぜしめたる者亦  
同じ其囑託を受けて徵募に應じたる者の第二百三十一條の例に  
照して處斷す

第七十九條 醫師化學家其他職業に因り官署より解剖分拆又ハ鑑  
定を命ぜられたる者故なくして之を肯せざる時ハ四圓以上四十  
圓以下の罰金に處す

第八十條 裁判所より証人として證據を陳述するとを命ぜられた  
る者故なくして之を肯せざる時ハ又前條に同じ

第八十一條 傳染病流行の際又ハ傳染病の疑ある船舶入港するに  
當り醫師其病患を檢査し又ハ消滅の方法を陳述するとを命ぜら  
れたる者故なくして之を肯せざる時ハ五圓以上五十圓以下の罰  
金に處す

獸類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時ハ一等を減す  
第四章 信用を害する罪  
第一節 貨幣を偽造する罪

第八十二條 內國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者  
ハ無期徒刑に處す

第八十三條 內國に於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使し  
たる者ハ有期徒刑に處す

第八十四條 官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若クハ變造  
して行使したる者ハ内外國の區別に従ひ前二條の例に照して處  
分す

第八十五條 內國通用の銅貨を偽造して行使したる者ハ輕懲役に  
處す

第八十六條 前數條に記載したる貨幣の偽造變造已に成て未だ行  
使せざる者ハ各本條に照し一等を減じ未だ成らざる者ハ二等を  
減す

第八十七條 器械を豫備して未だ着手せざる者ハ各三等を減す  
若し偽造の器械を偽造するの情を知て雇受けたる職工ハ前  
數條に記載したる犯人の受くべき刑に照し各一等を減す

第八十八條 貨幣を偽造變造するの情を知りて房屋を給與したる  
者ハ偽造變造の各本刑に照し二等を減す

第八十九條 偽造變造の貨幣を內國に輸入したる者ハ偽造變造の  
刑に同じ



第九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を受取し之を行使したる者

第九十一條 前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ

第九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入受取したる者未だ行使せ

ざる前に於て官に自首したる時ハ本刑を免し六月以上二年以下

の監視に付す

第九十三條 貨幣を受取るの後に於て偽造又ハ變造なることを知

り之を行使したる者ハ其價額二倍の罰金に處す但し其罰金ハ二

圓以下に降るとを得ず

第九十四條 御璽國璽を偽造し又ハ其偽璽を使用したる者ハ無期

徒刑に處す

第九十五條 各官署の印を偽造し又ハ其印を使用したる者ハ重懲

役ニ處す

第九十六條 產物商品等に押用する官の記號印章を偽造し又ハ其

記號印章を偽造し又ハ其記號印章を盗用したる者ハ前數

條に記載したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮に處す

第九十七條 御璽國璽官印記號印章の影蹟を盗用したる者ハ前數

條に記載したる者ハ一年以上三年以下の重禁錮に處す

第九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造

變造又ハ其情を知て之を使用したる者ハ一年以上五年以下の

重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 既貼用したる各種の印紙及び郵便切手を再び貼用

したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者ハ

未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百一條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月

以上二年以下の監視に附す

第二百二條 官の文書を偽造する罪

第二百三條 官の文書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者ハ輕

懲役に處す

其官の文書を毀棄したる者亦同じ



第二百四條 公債證書地券其他官吏の公証したる文書を偽造し又ハ

増減變換して行使したる者ハ輕懲役に處す

第二百五條 官吏其管掌に係る文書を偽造し又ハ増減變換して行使

したる者ハ前の二條に照し各二等を加ふ

其文書を毀棄したる者又同じ

第二百六條 官の文書を偽造するに因て官印を偽造し又ハ盗用した

る者ハ偽造官印の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百七條 此節に記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に處す

第二百八條 第四節 私印私書を偽造する罪

若シ他人の私印を偽造して使用したる者ハ六月以上五年以

下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百九條 爲替手形其他裏書を以て賣買すべき証書若クハ金額ハ

交換すべき約定手形を變行し又ハ増減變換して偽造したる者は

輕懲役に處す

第二百十條 賣買貸借贈遺交換其他權利義務に關する證書を偽造し

其手形証書に詐欺の裏書を爲して行使したる者も亦同ス

又ハ増減變換して行使したる者は四月以上四年以下の重禁錮に

處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

其餘の私書を偽造し又ハ増減變換して行使したる者ハ一月以上

一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百十一條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる

者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百十二條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六

月以上二年以下の監視に附す

第二百十三條 第五節 免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪

上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

但し官印を偽造し又ハ盗用したる時ハ偽造官印の各本條に照し

て處斷す

第二百十四條 族籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以て免狀鑑

札を受けたる者ハ十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上

二十圓以下の罰金を附加す

官吏情を知て其免狀鑑札を下付したる者ハ一等を加ふ

第二百十五條 公務を免かる可き爲め醫師の氏名を用ひ疾病の証書

を偽造して行使したる者ハ自己の爲めに他人の爲めにするを

分たず一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の

罰金を附加す



醫師囑託を受けて其詐偽の證書を造りたる者ハ一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の徴兵を免かる可き爲め疾病の證書を偽造して行使したる者及び囑託を受けて其詐偽の證書を造りたる醫師ハ前條の例に照し各一等を加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の證書を増減變換して行使したる者ハ亦詐偽の刑に同じ

第六節 偽證の罪

第二百十八條 刑事に關する證人として裁判所に呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽證を爲したる時ハ左の例に照して處斷す

一 重罪を曲庇する爲め偽證したる者ハ一年以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪を曲庇する爲め偽證したる者ハ一年以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪を曲庇する爲め偽證したる者ハ違警罪の本條に依て處斷す

第二百十九條 偽證の爲め被告人正當の刑を免かれたる時ハ偽證者の刑前條の例に照し各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害すを爲め偽證を爲したる者ハ左の例に照して處斷す

一 重罪に陥らしむる爲め偽證したる者ハ六日以上二年以下の禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪に陥らしむる爲め偽證したる者ハ六月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

三 違警罪に陥らしむる爲め偽證したる者ハ一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上廿圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽證の爲め被告人刑に處せられたる後に於て偽證の罪發覺したる時は偽證者を其刑に反坐す若し反坐の刑前條に記載したる偽證の刑より輕き時に前條の例ニ照して處斷す

其刑期限内に於て偽證の罪發覺したる時ハ現に經過したる日數に照して反坐の刑期を減ずるとを得但し減じて前條偽證の刑より下すとを得ず

第二百二十二條 偽證の爲め被告人死刑に處せられたる時ハ反坐の刑一等を減ず其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時ハ二等を減ず

若し被告人を死に陥るゝの目的を以て偽證を爲したる時ハ死刑に反坐す其未だ刑を執行せざる時に於て發覺したる時ハ二等を減す

七三 第二百二十三條 民事商事又ハ行政裁判に關して偽證を爲したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す



を附加す

第二百二十四條 鑑定又ハ通事の爲め裁判所に呼出されたる者詐偽の陳述を爲したる時ハ前數條に記載したる偽證の例に照して處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人に囑託して偽證又ハ詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者ハ又偽證の例に同じ

第二百二十六條 此節に記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告に至らざる前に於て自首したる時ハ本刑を免す

第二百二十七條 度量衡を偽造する罪  
第七節 度量衡を偽造し又ハ變造して販賣したる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

但し官の記號印章を偽造し又ハ盜用したる時ハ偽造官印の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百二十八條 偽造變造の情を知て其度量衡を販賣したる者ハ前條の刑に一等を減す

第二百二十九條 商賈農工定規を増減したる度量衡を所有したる者ハ一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若し其度量衡を使用して利を得たる者ハ詐偽取財を以て論す

第二百三十條 人の囑託を受けて度量衡を偽造し又ハ變造したる者ハ其囑託したる犯人の刑に照し各一等を減す

第二百三十一條 官署に對し文書又ハ言語を以て其屬籍身分氏名年齢職業を詐稱したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百三十二條 官職位階を詐稱し又ハ官の職階徽章若クハ内外國の勳章を盜用したる者ハ十五日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第九節 公撰の投票を偽造する罪  
第二百三十三條 公撰の投票を偽造し又ハ其數を増減したる者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十四條 賄賂を以て投票を爲さしめ又ハ賄賂を受けて投票を爲したる者は二月以上二年以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條 投票を檢査し及び其數を計算する者其投票を偽造し又ハ増減したる時ハ六月以上三年以下の輕禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百三十六條 調書を造り投票の結局を報告する者其數を増減し其他詐偽の所爲ある時は一年以上五年以下の輕禁錮に處し五圓



以上五十圓以下の罰金を附加す

第五章 健康を害する罪

第二百三十七條 阿片烟を輸入し及び製造し又は之を販賣したる者は有期徒刑に處す

第二百三十八條 阿片烟を吸食するの器具を輸入し及び製造し又は之を販賣したる者は輕懲役に處す

第二百三十九條 税關官吏情を知りて阿片烟及び其器具を輸入せしめたる者は前二條の刑に照して各一等を加ふ

第二百四十條 阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者は輕懲役に處す

第二百四十一條 阿片烟を吸食せしめたる者亦同じ

第二百四十二條 阿片烟及び吸食の器具を所有し又は受寄したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

第二百四十三條 飲料の淨水を汚穢する罪

能はざるに至らしめたる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處し二圓以上五圓以下の罰金を附加す

第二百四十四條 人の健康を害すべき物品を用ひて水質を變じ又は腐敗せしめたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百四十五條 前條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百四十六條 傳染病豫防規則に關する罪

船より上陸し又は物品を陸地に運搬したる者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は二十圓以下の罰金を處す

第二百四十七條 船長自ら前條の罪を犯し又ハ人の犯すを知りて制止せざる者は前條の刑に一等を加ふ

第二百四十八條 傳染病流行の際豫防規則に違背して流行地方より他所に出たる者は十五日以上六月以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金を處す

第二百四十九條 獸類傳染病流行の際豫防規則に違背して獸類を他處に出したる者は十一日以上二月以下の輕禁錮に處し又は五圓以上五十圓以下の罰金を處す

第四節 危害品及び健康を害すべき物品製造の規則に關する罪

第二百五十條 官許を得ずして危害を生ず可き物品の製造所を創設



したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す  
 若し健康を害す可き物品の製造所を創設したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す  
 第二百五十一條 官許を得て前條に記載したる製造所を創設すと雖も危害を豫防し健康を保護する規則に違背したる者は前條の例に照し各一等を減す  
 第二百五十二條 前二條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる時は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す  
 第五節 健康を害すべき飲食物及び藥劑を販賣する罪  
 第二百五十三條 人の健康を害すべき物品を飲食物に混和して販賣したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す  
 第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す  
 第二百五十五條 前二條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す  
 第六節 私に醫業を爲す罪  
 第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す  
 第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤り因て人を死傷に致したる時は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六章 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す  
 第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又は販賣したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す  
 第二百六十條 賭場を開張して利を圖り又は博徒を招結したる者は三月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す  
 第二百六十一條 財物を賭して現に博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知て房屋を給與したる者亦同じ但し飲食物を賭する者は此限にあらす  
 賭博の器具財物其現場にある者は之を沒收す  
 第二百六十二條 財物を醜集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
 第二百六十三條 神祠佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬の所爲ある者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す  
 若し説教又は禮拜を妨害したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す



第七節 死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪  
第二百六十四條 埋葬すべき死屍を毀棄したる者は一月以上一年以下

の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す  
第二百六十五條 墳墓を發掘して棺槨又は死屍を見したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

因て死屍を毀棄したる者は三月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
第二百六十六條 此章に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の刑に照して處斷す

第八節 商業及び農工の業を妨害する罪  
第二百六十七條 偽計又は威力を以て穀類其他衆人の需用に欠くべからざる食用物の賣買を妨害したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

前項に記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者は一節を減す  
第二百六十八條 偽計又は威力を以て糶賣又は入札を妨害したる者は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

偽計又は威力を以て農工の業を妨害したる者は亦前條に同じ  
第二百六十九條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又は農工業の景況を變せしむるめ爲雇主及び他の雇人に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

雇人及び他の雇主に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者亦前條に同じ  
第二百七十一條 雇主其雇賃を減し又は農工業の景況を變ずる爲め雇人及び他の雇主に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者亦前條に同じ

第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を低昂せしめたる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す  
第九節 官吏濫職の罪  
第一節 官吏公益を害する罪  
第二百七十三條 官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せず又は他の官吏の公布施行を妨害したる者は二月以上六月以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條 兵隊を要求し及び之を使用する權ある官吏地方の騷擾其他兵權を以て鎮撫すべき時に當り其處分を爲さざる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し二十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百七十五條 官吏規則に違背して商業を爲したる者は二十圓以下

第二百七十五條 官吏規則に違背して商業を爲したる者は二十圓以下



以五百圓以下の罰金に處す

第二節 官吏人民に對する罪

第二百七十六條

官吏擅に威權を用ひ人をして其權利なき事を行はしめ又は其爲すべき權利を妨害したる者は十一日以上二月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十七條

人の身体財産を妨害するの犯人あるに當り豫審判事檢察警察官吏其報告を受けて速かに保護の處分を爲さざるものは十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十八條

逮捕し又ハ不正に人を監禁したる者ハ十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但し監禁日數十日を過ぐる毎に一等を加ふ

第二百七十九條

司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁し若しくは囚人を出獄せしむべきの時に到り之を放免せざるものハ亦前條の例に同じ

第二百八十條

前二條に記載したる官吏又ハ護送者囚人に對し飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者ハ三月以上三年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百八十一條

水火震災の際官吏囚人の監禁を解くとを怠り因て死傷に致したるものは毆打創傷の各本條に照し一等を加ふ

第二百八十二條

裁判官檢察官及び警察官吏被告人に對し罪狀を陳述せしむる爲め暴行を加へ又は凌虐の所爲あるものは四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百八十三條

裁判官檢察官なくして刑事の訴へを受理せず又ハ遷延して審理せざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其民事の訴に係るもの亦同じ

第二百八十四條

官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものハ一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百八十五條

裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したるものは二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百八十六條

因て不正の處分を爲したる時ハ一等を加ふ

第二百八十七條

因て不正の裁判を爲したる者ハ一等を加ふ

因て不正の裁判を爲したる者ハ一等を加ふ



第二百八十六條 裁判官檢事警察官吏刑事の裁判に關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す  
 因て被告人を典庇したる者の三月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す  
 其被告人を陷害したるもの二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す若し枉斷したる所の刑此の刑より重きときは第二百二十一條第百廿二條の例に照して反坐す

第二百八十七條 裁判官檢事警察官吏賄賂を收受聽許せずと雖も情に従ひ又ハ怨を挟み被告人を曲庇陷害したる者の亦前條の例に同じ

第二百八十八條 前數條に記載したる賄賂既に收受したる者の之を沒收し費用したるものハ其價を追徴す  
 第三節 官吏財産に對する罪

第二百八十九條 官吏自から監守する所の金穀物件を竊取したる者の輕懲役に處す  
 因て官の文書簿冊を増減變換し又ハ毀棄したる時ハ第二百五五條の例に照して處斷す

第二百九十條 租稅其他諸般の入額を徵收する官吏正數外の金穀を徵收したるものハ二月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百九十一條 此の節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處するものハ六月以上二年以下の監視に附す

第三編 身軀財産に對する重罪輕罪  
 第一章 身軀に對する罪  
 第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫め謀て人を殺したる者の謀殺の罪と爲し死刑に處す

第二百九十三條 毒物を施用して人を殺したる者の謀殺を以て論じ死刑に處す

第二百九十四條 故意を以て人を殺したるもの故殺の罪と爲し無期徒刑に處す

第二百九十五條 肢解折割其他慘刻の所爲を以て人を故殺したる者の死刑に處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯すに便利なるため又ハ已に犯して其罪を免がるゝ爲めに人を故殺したるものハ死刑に處す

第二百九十七條 人を殺すの意に出で詐稱誘導して危害に陥しこれ死に致したるものハ故殺を以て論じ其豫じめ謀る者は謀殺を以て論す



第二百九十八條 謀殺故殺を行ひ謀まりて他人を殺したるものは仍

は謀殺故殺を以て論ず  
第二百九十九條 人を毆打創傷し因て死に致したる者の重懲役に處

す  
第三百條 人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾し又ハ兩肢を折り

及び舌を断ち陰陽を毀敗し若しくハ知覺精神を喪失せしめ篤疾

に致したるものハ輕微役に處す  
其一目を瞎し一耳を聾し又ハ一肢を折り其他身軀を殘廢し癡疾

に致したる者の二年以上五年以下の重禁錮に處す  
第三百一條 人を毆打創傷し二十日以上時間の疾病に罹り又ハ職業

を營むと能はざるに至らしめたる者の一年以上三年以下の重禁

錮に處す  
其疾病休業の時間二十日に至らざる者の一ヶ月以上一年以下の

重禁錮に處す  
疾病休業に至らずと雖ども身體に創傷を爲したる者の十一日以

上一月以下の重禁錮に處す  
第三百二條 豫じめ謀つて人を毆打創傷し休業癡篤疾又ハ死に致し

たる者の前數條に記載したる刑に照し各一等を加ふ  
第三百三條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又ハ已に犯して其罪を

免かるゝ爲め人を毆打創傷したるものハ亦前條の例に同じ  
第三百四條 毆打に因り誤て他人を創傷したる者の仍ハ毆打創傷の

本刑を科す  
第三百五條 二人以上共に人を毆打創傷したる者の現に手を下し傷

を爲すの輕重に従つて各自に其刑を科す若し共毆して傷を爲し

の輕重を知ると能はざるべきハ其重傷の刑に照し一等を減す但

し救護者は減等の限にあらす  
第三百六條 二人以上共に人を毆打するに當り自ら人を傷せずと雖

も幫助して傷を成さしめたる者の現に傷を成したる者の刑に一

等を減す  
第三百七條 健康を害すべき物品を施用して人を疾苦せしめたる者

ハ豫め謀て毆打創傷するの例に照して處斷す  
第三百八條 人を殺すの意に非ずと雖ども詐稱誘導して危害に陥れ

因て疾病死傷に致したる者の毆打創傷を以て論ず  
第三百九條 殺傷に關する宥恕及び不論罪

人を殺傷したる者の其罪を宥恕す但不正の所爲に因り自ら暴行

を招きたるものハ此限にあらす  
第三百十條 毆打して互に創傷し其手を下すの先後を知ると能はざ

る者は各其罪を宥恕するを得



五 第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知し姦所に於て直ちに姦夫又は姦婦を殺傷したる者は其罪を宥恕す但し本夫先に姦通を縱容したる者は此限にあらず

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸墻壁を踰越損壞せんとする者を妨止する爲め之を殺傷したる者は其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條に記載したる宥恕すべき罪は各本刑に照し二等又は三等を減す

第三百十四條 身体生命を正當に防衛し已むとを得ざるに於て暴行人を殺傷したる者は自己の爲にし他人の爲にするを分たず其罪を論ぜず但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者は此限にあらず

第三百十五條 左の諸件に於て已むとを得ざるに於て人を殺傷したる者は其罪を論ぜず

- 一 財産に對し放火其他暴行を爲たる者を防止するに出たる時
- 二 盜犯を防止し又ハ盜賊を取還するに出たる時
- 三 夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸墻壁を踰越損壞する者を防止するに出たる時

第三百十六條 身体財産を防衛するに於て已むとを得ざるに非ずして人を殺傷し或ハ人を加へ又ハ危害已に去りたる後に於て乘じ仍ハ害を暴行人に加へたる者は不論罪の限りにあらず但し情狀に因り第三百十三條の例に照し其罪を宥恕するとを得

第四百節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せず過失に因て人を死に致したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第三百十八條 過失に因て人を創傷し癩篤疾に致したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第三百十九條 過失に因て人を創傷し疾病休業に至らしめたる者は二圓以上五十圓以下の罰金に處す

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又は囑託を受けて自殺人の爲めに手を下したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其他自殺の補助を爲したる者は一等を減す

第三百二十一條 自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる者は重禁錮に處す

第六節 擅に人を逮捕監禁する罪

第三百二十二條 擅に人を逮捕し又は私家に監禁したる者の十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加



第三百二十三條 擲に人を監禁制縛して毆打拷責し又は飲食衣服を

屏去し其他苛刻の所爲を施したる者は二月以上二年以下の重禁

錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第三百二十四條 前條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる者は

毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第三百二十五條 擲に人を監禁し水火震災の際其監禁を解くとを怠

り因て死傷に致したる者は亦前條の例に同じ

第七節 脅迫の罪

第三百二十六條 人を殺さんと脅迫し又は人の住居したる家屋に放

火せんと脅迫したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓

以上二十圓以下の罰金を附加す

毆打創傷其他暴行を加へんと脅迫し又は財産に放火し及び毀壞

劫掠せんと脅迫したる者は十一月以上二月以下の重禁錮に處し

二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百二十七條 兇器を持して前條の罪を犯したる者は各一等を加

ふ

第三百二十八條 親屬に害を加ふべき事を以て脅迫したる者は亦前

二條の例に同じ

第三百二十九條 此節に記載したる罪は脅迫を受けたる者又は其親

屬の告訴を待て其罪を罰す

第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者は一

月以上六月以下の重禁錮に處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者は亦前條

に同じ因て婦女を死に致したる者は一年以上三年以下の重禁錮

に處す

第三百三十二條 醫師穩婆又は藥商前條の罪を犯したる者は各一等

を加ふ

第三百三十三條 懷胎の婦女を威逼し又ハ誑騙して墮胎せしめたる

者ハ一年以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條 懷胎の婦女なることを知て毆打其他暴行を加へ因て

墮胎に至らしめたる者ハ二年以上五年以下の重禁錮に處す其墮

胎せしむるの意に出たる者ハ輕懲役に處す

第三百三十五條 前二條の罪を犯し因て婦女を廢篤疾又ハ死に致し

たる者ハ毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第九節 幼者又は老疾者を遺棄する罪

第三百三十六條 八歳に滿ざる幼者を遺棄したる者は一月以上一年

以下の重禁錮に處す

自ら生活すると能はざる老若疾病者を遺棄したる者亦同じ



六五

第三百三十七條 八歳に満ざる幼者又は老疾者を寥闕無人の地に遺棄する者四月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十八條 給料を得て人の寄託を受け保養すべき者前二條の罪を犯したる時は各一等を加ふ

第三百三十九條 幼者老疾者を遺棄し因て廢疾に致したる者は輕懲役に處し篤疾に致したる者は重懲役に處し死に致したる者は有期徒刑に處す

第三百四十條 自己の所有地又は看守すべき地内に遺棄せられたる幼者老疾者あるとを知て之を扶助せず又は官署に申告せざる者若し疾病に罹り昏倒したる者あるを知て扶助せず又は申告せざる者亦同じ

第十節 幼者を略取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳に満ざる幼者を略取し又は誘拐して自から藏匿し若くは他人に交付したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百四十二條 十二歳以上二十歳に満ざる幼者を略取して自から藏匿し若くは他人に交付したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐して自から藏匿し若くは他人に交付したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十三條 略取誘拐したる幼者なるとを知て自己の家屬僕婢と爲し又は其他の名稱を以て之を收受したる者は前二條の例に照し各一等を減す

第三百四十四條 前數條に記載したる罪は被害者又は親屬の告訴を待て其罪を論ず

但し略取誘拐せられたる幼者式に従て婚姻を爲したる時は告訴の効なし

第三百四十五條 二十歳に満ざる幼者を略取誘拐して外國人に交付したる者は輕懲役に處す

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳に満ざる男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所爲を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳に満ざる男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者は輕懲役に處す藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又は精神を錯亂せしめて姦淫した

七五



第三百四十九條 十二歳に満ざる幼女を姦淫したる者は輕懲役に處す若し強姦したる者は重懲役に處す

第三百五十條 前數條に記載したる罪は被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を論ず

第三百五十一條 前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷に致したる者ハ歐打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す但し強姦に因て癱篤疾に致したる者ハ有期徒刑に處し死に致したる者は無期徒刑に處す

第三百五十二條 十六歳に滿ざる男女に淫行を勸誘して媒合したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同じ

第三百五十四條 配偶者ある者重ねて婚姻を爲したる時は六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者は第二百二十條に記載したる偽証の例に照して處斷す

第三百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前に於て誣告者自首したる時は本刑を免す

第三百五十七條 誣告に因て被告人刑に處せられたる時は第二百二十一條第二百二十二條に記載したる例に照して處斷す

第三百五十八條 惡事醜行を摘發して人を誹毀したる者は事實の有無を問はず左の例に照して處斷す

一 公然の演説を以て人を誹毀したる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

二 書類畫圖を公布し又は雜劇偶像を爲して人を誹毀したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條 死者を誹毀したる者は誣罔に出たるに非ざれば前條の例に照して處斷するとを得ず

第三百六十條 醫師藥商穩婆又ハ代言人辨護人代書人若くは神官僧侶其身分職業に於て委託を受けたる事に因て知得たる陰私を漏告したる者は誹毀を以て論を十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但し裁判所の呼出を受け

て事實を陳述する者は此限にあらざり

第三百六十一條 此節に記載したる誹毀の罪は被害者又は死者の親

第三百六十一條 此節に記載したる誹毀の罪は被害者又は死者の親



属の告訴を待て其罪を論ず

第十三節 祖父父母に對する罪

第三百六十二條 子孫其祖父父母に對する者は死刑に處す其自殺に關する罪は凡人の刑に照し二等を加ふ

第三百六十三條 子孫其祖父父母に對し毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪を犯したる者は各本條に記載したる凡人の刑に照して二等を加ふ但し癡疾に致したる者は有期徒刑に處し篤疾に致したる者は無期徒刑に處し死に致したる者は死刑に處す

第三百六十四條 子孫其祖父父母に對し衣食を供給せず他其必用なる奉養を缺きたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て疾病又は死に致したる者は亦前條の例に同じ

第三百六十五條 祖父父母に對したる殺傷の罪は特別の宥恕及び不論罪の例を用ふるとを得ず但し其犯す時知らざる者は此限りにあらず

第二章 財産に對する罪

第一節 竊盜の罪

第三百六十六條 人の所有物を窃取したる者の竊盜の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百六十七條 水火震災其他の變に乗じて竊盜を犯したる者の六月以上五年以下の重禁錮に處す

第三百六十八條 門戸牆壁を踰越損壞し若くは鎖鑰を開き邸宅倉庫に入り竊盜を犯したる者の亦前條に同じ

第三百六十九條 二人以上共に前三條の罪を犯したる者の各一等を加ふ

第三百七十條 兇器を携帯して人の住居したる邸宅に入り竊盜を爲したる者の輕懲役に處す

第三百七十一條 自己の所有物と雖も典物として他人に交付し又官署の命令に因り他人の看守したる時之を竊取したる者の竊盜を以て論ず

第三百七十二條 田野に於て穀類菜菓其他の産物を竊取したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處す

第三百七十三條 山林に於て竹木礦物其他の産物を竊取し又川澤池沼湖海に於て人の生養し若くは營業に關する産物を竊取したる者の亦前條に同じ

第三百七十四條 牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處す

第三百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例に照して處斷す



第三百七十六條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第三百七十七條 祖父父母夫妻子孫及び其配偶者又同居の兄弟姉妹互に其財物を竊取したる者の竊盜を以て論ずるの限りにあらず若し他人共に犯して財物を分ちたる者の竊盜を以て論ず

第二節 強盜の罪

第三百七十八條 人を脅迫し又暴行を加へて財物を強取したる者の強盜の罪と爲し輕懲役に處す

第三百七十九條 強盜左に記載したる情狀ある者の一個毎に一等を加ふ

一 二人以上共に犯したる時

二 兇器を携帯して犯したる時

第三百八十條 強盜人を傷したる者の無期徒刑に處し死に致したる者の死刑に處す

第三百八十一條 強盜婦女を強姦したる者の無期徒刑に處す

第三百八十二條 竊盜財を得て其取還を拒ぐ爲め臨時暴行脅迫を爲したる者の強盜を以て論ず

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を醉迷せしめ其財物を盜取したる者の強盜を以て論じ輕懲役に處す

第三百八十四條 此節に記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第三節 遺失物理識物に關する罪

第三百八十五條 遺失及び漂流の物品を拾得て隱匿し所有主に還付せず又官署に申告せざる者の十一月以上三月以下の重禁錮に處し又二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第三百八十六條 他人の所有地内に於て埋藏の物品を掘得て隱匿したる者の亦前條に同じ

第三百八十七條 此節に記載したる罪を犯したるもの第三百七十七條に掲げたる親屬に係る時其罪を論ぜず

第四節 家資分散に關する罪

第三百八十八條 家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又虚偽の負債を増加したる者の二月以上四年以下の重禁錮に處す

情を知て虚偽の契約に承諾し若くは其媒介を爲したるもの一

第三百八十九條 家資分散の際帳簿の類を藏匿毀棄し若くは分散決定の後債主中の一人又二人に其負債を私償して他の債主を害したる者の一月以上二年以下の重禁錮に處す

第五節 詐欺取財の罪及び受寄財物に關する罪

第三百九十條 人を欺罔し又恐喝して財物若くは證書類を騙取したる者の詐欺取財の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處し



四圓以上四十圓以下の罰金を附加す  
 因て官私の文書を偽造し又ハ増減變換したる者ハ偽造の各本條  
 に照し重きに從つて處斷す  
 第三百九十一條 幼者の知慮淺薄又ハ人の精神錯亂したるに乗じて  
 其財物若クハ証書類を授與せしめたる者ハ詐欺取財を以て論ず  
 第三百九十二條 物件を販賣し又ハ交換するに當り其物質を變じ若  
 クハ分量を偽て人に交付したる者ハ詐欺取財を以て論ず  
 第三百九十三條 他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又ハ抵當  
 典物と爲したる者ハ詐欺取財を以て論ず  
 自己の不動産と雖ども己に抵當典物と爲したるを欺隱して他人  
 に賣與し又ハ重ねて抵當典物と爲したる者亦同し  
 第三百九十四條 前數條に記載したる罪を犯したる者ハ六月以上二  
 年以下の監視に付す  
 第三百九十五條 受寄の財物借用物又ハ典物其他委託を受けたる金  
 額物件を費消したる者ハ一月以上二年以下の重禁錮に處し若シ  
 騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者ハ詐欺取財を以て論ず  
 第三百九十六條 自己の所有に係ると雖ども官署より差押へたる物  
 件を藏匿脱漏したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處す但シ  
 家資分散の際此罪を犯したる者ハ第三百八十八條の例に照して  
 處斷す

第三百九十七條 此節に記載したる罪を犯さんとして未だ遂びざる  
 者ハ未遂犯罪の例に照して處斷す  
 第三百九十八條 此節に記載したる罪を犯したるもの第三百七十七  
 條に掲げたる親屬に係る時ハ其罪を論ぜず  
 第六節 贓物に關する罪  
 第三百九十九條 強竊盜の贓物なることを知て之を受け又ハ寄藏故  
 賣し若クハ牙保を爲したる者ハ一月以上三年以下の重禁錮に處  
 し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す  
 第四百條 前條の罪を犯したる者ハ六月以上二年以下の監視に付す  
 第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關したる物件なることを知て之を  
 受け又ハ寄藏故買し若クハ牙保を爲したる者ハ十一日以上一年  
 以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す  
 第七節 放火失火の罪  
 第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者ハ死刑に  
 處す  
 第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他建造物を燒燬した  
 る者ハ無期徒刑に處す  
 第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬した  
 る者ハ重懲役に處す  
 第四百五條 火を放て人を乗載したる船舶瀛車を燒燬したる者ハ死  
 五六



刑に處す

其人を乗載せざる船舶漁車に係る時は重懲役に處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀物又ハ露積したる柴草竹

木其他の物件を燒燬したる者ハ輕懲役に處す

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬したる者ハ二月以上二年以

下の重禁錮に處す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑に處する者ハ六月以上二年以

下の監視に付す

第四百九條 火を失して人の家屋財産を燒燬したる者ハ二圓以上二

十圓以下の罰金に處す

第四百十條 火藥其他激發すべき物品又ハ煤氣并蒸氣罐を破裂せし

めて人の家屋財産を燬したる者ハ其故意に出ると過失とを分

ち放火失火の例に照して處斷す

第八節 決水の罪

第四百十一條 堤防を決潰し又ハ水閘を毀壞して人の住居したる家

屋を漂失したる者ハ無期徒刑に處す

若しハの住居せざる家屋其他の建造物を漂失したる者ハ重懲役

に處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃鑛坑牧場等を荒廢

したる者ハ輕懲役に處す

第四百十三條 他人の便益を損し又ハ自己の便益を圖る爲め堤防を

決潰し水閘を毀壞し其他水利を妨害したる者ハ一月以上二年以

下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失に因て水害を起したる者ハ失火の例に照して處

斷す

第九節 船舶を覆没する罪

第四百十五條 衝突其他の所爲を以て人の乗載したる船舶を覆没

したるものハ死刑に處す但し船中死亡なきときは無期徒刑に處

す

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載せざる船舶を覆没したる

者ハ輕懲役に處す

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者ハ一月以上五

年以下の重禁錮に處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て人を死傷に致したる者ハ毆打創傷の各本條に照し重きに從

て處斷す

第四百十八條 人の家屋に屬する墻壁及び園池の裝飾又ハ田圃の樊

圍牧場の柵欄を毀壞したる者ハ十一日以上三月以下の重禁錮に

處し又ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者ハ十一



日以上六月以下の重禁錮に處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十條 土地の經界を表したる物件を毀壞し又ハ移轉したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者ハ十一日以上六月以下の重禁錮に處し又ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十三條 前條に記載したる以外の家畜を殺したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金に處す但し被害者の告訴を待て其罪を論ず

第四百二十四條 人の權利義務に關する證書類を毀棄滅盡したる者ハ二月以上四年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者ハ三日以上十日以下の拘留に處し又ハ一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す  
一 規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品を市街に運搬したる者

二 規則を遵守せずして火藥其他破裂すべき物品又ハ自から火を發すべき物品を貯藏したる者

三 官許を得ずして烟火を製造し又ハ販賣したる者

四 人家稠密の場所に於て濫りに烟火其他火器を玩びたる者

五 蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理し及び挿除する規則に違背したる者

六 官署の催促を受けて崩壞せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者

七 官許を得ずして死屍を解剖したる者

八 自己の所有地内に死屍あるとを知て官署に申告せず又ハ他所に移したる者

九 人を毆打して創傷疾病に至らざる者

十 密に賣淫を爲し又ハ其媒合容止を爲したる者

十一 人の住居せざる家屋内に潜伏したる者

十二 定りたる住居なく平常營生の産業なくして諸方に徘徊する者

十三 官許の墓地外に於て私に埋葬したる者

十四 違警罪の犯人を曲庇する爲め偽證したる者但し被告人偽證の爲め刑を免かれたる時ハ第二百十九條の例に従ふ

第四百二十六條 左の諸件を犯したる者ハ二日以上五日以下の拘留



第四

一に處し又ハ五十錢以上一圓五十錢以下の料料に處す  
 二人家の近傍又ハ山林田野に於て濫りに火を焚く者  
 三水火其他の變に際し官吏より防禦すべきの求めを受け傍觀  
 して之を肯ぜざる者  
 四不熟の菓物又ハ腐敗したる飲食物を販賣したる者  
 五健康を保護する爲め設けたる規則又ハ傳染病豫防規則に違  
 背したる者  
 六人の通行すべき場所にある危険の井溝其他凹所に蓋又ハ防  
 園を爲さざる者  
 七路上に於て犬其他の獸類を嘍し又ハ驚逸せしめたる者  
 八發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者  
 九狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者  
 十變死人の檢視を受けずして埋葬したる者  
 十一墓碑及び路上の神佛を毀損し又ハ汚瀆したる者  
 十二神祠佛堂其他の建造物を汚損したる者  
 十三公然人を罵詈嘲弄したる者但し訴へを待て其罪を論ず  
 十四百二十七條左の諸件を犯したる者ハ一日以上三日以下の拘留  
 一に處し又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下の料料に處す  
 二濫りに馬車を疾驅して行人の妨害を爲したる者  
 三制止を肯ぜずして人の群集したる場所に車馬を牽きたる者  
 四夜中無提燈にて車馬を疾驅する者  
 五木石等を道路に堆積して防圍を設けず又ハ標識の點燈を怠  
 りたる者  
 六瓦礫を道路家屋園圃に投擲したる者  
 七禽獸の死屍を道路に棄擲し又ハ取り除かざる者  
 八汚穢物を道路家屋園圃に投擲したる者  
 九警察の規則に違背して工商の業を爲したる者  
 十醫師穩婆事故なくして急病人の招きに應ぜざる者  
 十一死亡の申告を爲さずして埋葬したる者  
 十二流言浮説を爲して人を誑惑したる者  
 十三妄りに吉凶禍福を説き又ハ祈禱符呪等を爲し人を惑はし  
 て利を圖る者  
 十四私有地外へ濫りに家屋牆壁を設け又ハ軒楹を出したるも  
 の

第四

十四官許を得ずして路傍又ハ河岸に床店等を開きたる者  
 十五路上の植木市街の常燈及び團場等を毀損したる者  
 十六道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及び指道標の  
 類を毀棄汚損したる者  
 十七百二十八條左の諸件を犯したる者ハ一日の拘留に處し又ハ十  
 錢以上一圓以下の料料に處す



- 一 官署より價額を定めたる物品を定價以上に販賣したる者
- 二 渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又ハ故なく通行を妨げたる者
- 三 渡船橋梁其他通行錢を拂ふべき場所に於て其定價を出さずして通行したる者
- 四 路上に於て賭博に類する商業を爲したる者
- 五 官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背したる者
- 六 溝渠下水を毀損し又ハ官署の督促を受けて溝渠下水を浚はざる者
- 七 制止を肯せずして路傍に食物其他の商品を羅列したる者
- 八 官許を得ずして獸類を官有地に放ち又ハ牧畜したる者
- 九 身體の刺文を爲し及び之を業とする者
- 十 他人の繫ぎたる牛馬其他の獸類を解放したる者
- 十一 他人の繫ぎたる舟筏を解放したる者
- 第十二 左の諸件を犯したる者ハ五錢以上五十錢以下の料に處す
- 一 橋梁又ハ堤防の害と爲るべき場所に舟筏を繫ぎたる者
- 二 牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又ハ木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者

- 三 車馬を並べ牽て行人の妨害を爲したる者
- 四 水路に於て舟を並べ通船の妨害を爲したる者
- 五 氷雪塵芥等を路上に投棄したる者
- 六 官署の督促を受けて通路の掃除を爲さざる者
- 七 制止を肯せずして路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
- 八 牛馬を牽き又ハ繫ぐとを忽かせにして行人の妨害を爲したる者
- 九 出入を禁止したる場所に濫りに出入したる者
- 十 通行禁止の標示を犯して通行したる者
- 十一 道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者
- 十二 酩酊して路上に喧嘩し又ハ酔臥したる者
- 十三 路上の常燈を消したる者
- 十四 人家の牆壁に貼紙及び樂書したる者
- 十五 邸宅の番號標札招牌又ハ貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したる者
- 十六 他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又ハ花卉を採折したる者
- 十七 公園の規則を犯したる者
- 十八 通路なき他人の田圃を通行し又ハ牛馬を牽入れたる者



第四百三十條 前數條に記載するの外各地方の便宜により定むる處の違警罪を犯したる者の其罰則に従て處斷す

刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑ハ其執行を爲す裁判所の檢察官書記及び典獄刑場に立會ひ典獄より四人に死刑を執行すべきことを告示したる後獄丁をして之を執行せしむ但し其限ハ午前十時前とす

第二條 死刑を行ふ時の刑場の警戒を嚴にし執行に關するもの外刑場に入るとを許さず但し立會官吏の許可を得たる者の此限りにあらず

第三條 死刑の執行畢りたる時の書記其始末書を作り立會を爲したる官吏と共に署名捺印し之を裁判所の檢察局に納むべし

第四條 左に記載したる日の死刑を行ふことを禁す  
元始祭 孝明天皇祭  
紀元節 春季皇靈祭  
仁孝天皇祭 神武天皇祭  
六月大祓 秋季皇靈祭  
神宮神嘗祭 天長節  
後桃園天皇祭 新嘗祭  
光格天皇祭 十二月大祓

五七 第五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎を申たてする者の醫師及び穩婆をして之を檢査せしめ果して懐胎なるときは檢察官より司



法卿に上申して其執行を停め産後一百日を経て更に司法卿の命令を受け決行すべし

第六條 死刑の遺骸ハ一定の場所に埋む若し親屬故舊請ふ者あるときハ典獄之を許可し下付するを得

第七條 死刑の宣告を受けたるもの執行に至るまで何時にても典獄の許可を得て其親屬故舊に接見するを得

第八條 死刑を執行したる時は犯人の属籍氏名年齢職業住所及び其罪狀刑名を記載して左の各所に榜示公告すべし

第九條 犯人住居の地 刑を宣告したる裁判所の門前 犯罪の地

第十條 徒流の囚を發遣するハ裁判を爲したる地の監獄管理長官より内務卿に上申し其命令を待て發船の地に護送すべし

第十一條 流刑の囚幽閉中獄内に於て自ら工業を爲さんと請ふ者ハ典獄之を許すべし

第十二條 流刑の囚幽閉を免すべき者ある時ハ典獄より内務司法兩卿へ上申し其許可を受くべし

第十三條 徒刑の囚假出獄を許されたる者又ハ流刑の囚幽閉を免せられたるもの家族を招き同居するを請ふ時ハ之を許すとを得但

第十四條 流刑の囚幽閉を免し地を限り住居せしむる者ハ監獄近傍の地を限り獄の監督を受けしむ若し已むとを得ざる事故ある時ハ典獄に請ふて限外に出るとを得

第十五條 流刑の囚幽閉を免せられたる者再び罪を犯したる時ハ本刑期限内と雖も島地に於て直ちに其刑を執行すべし

第十六條 懲役重禁錮の囚ハ便宜に従ひ獄外の役に服せしむるとを得

第十七條 禁獄重禁錮の囚獄内に於て自から工業を爲さんとを請ふ者ハ典獄之を許すべし

第十八條 服役限内更に罪を犯し再び定役に服する者後犯の刑期百日以内ハ工錢を給與せず

第十九條 囚人に給與する工錢の額を定め之を交付し及び領置する方法ハ監獄の規則に従ふ

第二十條 罰金料の宣告を受け未だ納完せざる前に於て犯人身死するときは之を徴收せず附加の罰金に於ける亦同じ

第二十一條 監視ハ主刑の終りたる後仍ハ將來を檢束する爲め警察官吏をして犯人の行狀を監視せしむる者とする

第二十二條 監視に付すべき者ハ豫じめ其住居を定めしめ主刑の終



りたる時典獄より最近の警察署に護送し其警察署より住居の地の警察署に送致し監視を執行せしむ主刑の期満免除を得たる者又ハ主刑を免し止た監視に付する者ハ其裁判所の檢察官より護送すべし

第二十三條 犯人を警察署に護送する時ハ其監視の起算満期を記載したる文書及び刑名宣告書の謄本を附すべし

第二十四條 刪除  
第二十五條 警察署より犯人を住居の地の警察署に送致する時ハ其

里程を計り日數を限定して旅券を附與し犯人到着の日直に之を其地の警察所に差出さしむ但し途中事故ありて淹滞したる時ハ第三十一條の例に従ふべし

第三十一條 犯人を送致する時ハ第二十三條に記載したる書類を其地の警察署に遞送すべし

第二十六條 犯人住居の地の警察署に於てハ監視の期限間遵守すべき條件を讀聞かせ監視の票を下付すべし

第二十七條 監視に付せられたる者ハ其期限間左の條件を遵守すべし

一 毎月二度所轄の警察署に至り其謹慎なることを表し監視の票を出し官吏の認印を受くべし  
但し疾病又ハ己を得ざる事故ありて警察署に到ると能はざる時

ハ其事由を届け出づべし

二 酒宴遊興の席に會し又ハ群集の場所に參會することを許さず

三 事故ありて其住居を轉移せんとする時ハ警察署に申請し許可を受くべし

四 擅に他の地方に旅行することを許さず若し己むとを得ざる事故あるときハ其事由を警察署に具申して許可を受くべし

第二十八條 監視の期限間ハ警察官吏時宜に因り其家宅に臨檢するとあるべし

第二十九條 警察署に於て住居を轉ずるとを許可したる時ハ其事由を轉住の地の警察署に通知し第二十三條に記載したる書類を遞送すべし

第三十條 他の地方に旅行するとを許可したる時ハ其里程を計り先方の地に滞留する時日を算し往復日數を定限して旅券を付與すべし

犯人先方の地に到れば其地の警察署に出で旅券を示し官吏の証印を受け限定の日數内に歸來り直ちに旅券を警察署に還納すべし

第三十一條 旅行中天災又ハ疾病等に因り臨時淹滞したる時ハ事由を其地の警察署に具申し官吏の證書を受け歸着の日旅券に添へ警察署に差出すべし



第三十二條 監視に附する者住居なく及び引取人なき時ハ其期限間  
 監獄中の別房に留置し工業を爲さしめ又ハ使役に供す住居遠地  
 第三十三條 監獄中の別房に留置したる者限内引取人を得又ハ住居  
 の地に歸着する資力を得たる時ハ其地に送致して殘期の監視を  
 執行せしむべし  
 第三十四條 刑期限内再び罪を犯し初犯再犯共に監視に付すべき時  
 又ハ監視の期限内再び罪を犯し更に監視に付すべき時ハ並に主  
 刑満期の前後の期限を通算して監視を執行すべし  
 第三十五條 罰金を禁錮に換へたる者監視に付すべき時ハ其禁錮の  
 日數を監視の期限に算入すべし  
 第三十六條 監視に付せられたる者其規則を謹守し檢改の狀ある時  
 ハ警察官より其事實を上申し内務司法兩卿の命を受けて假に監  
 視を免ずるを得  
 第三十七條 假に監視を免せられたる者其住居を轉移する時ハ第二  
 十七條第三及び第二十九條の例に従ふべし  
 第三十八條 假に獄を免すべき者ある時ハ典獄より其犯人の行狀及  
 び刑名入獄の年月を記載し假に出獄を許されんとを内務司法兩  
 卿に上申して許可を受くべし

第三十九條 假出獄を許したる時ハ典獄より其證票を犯人に下付す  
 第四十條 假出獄證票にハ左の條件を記載すべし  
 一 本人の族籍氏名年齢住所罪名刑名及び處刑の年月日  
 二 殘期何年何月何日何日假出獄を許す事  
 三 假出獄中ハ特別監視に付すべき事  
 四 假出獄中更に重罪を犯したる時ハ直ちに出獄を停止し出  
 獄中の日數刑期に算入せざる事  
 第四十一條 重罪の刑に處せられたる者假出獄中自ら財産を治め若  
 しハ職業を營まんとする時ハ警察署へ申請し許可を受くへし  
 第四十二條 假出獄を許すべき者ハ豫かじめ其住所を定めしめ出獄  
 の日典獄より其證票の謄本を添へ第二十二條の例に依り犯人を  
 護送し特別監視を執行せしむべし  
 第四十三條 特別監視に付する者ハ第二十三條第二十四條第二十五  
 第四十四條 特別監視に付せられたる者ハ其期限間左の條件を遵守  
 一 毎週間一度所轄の警察署に到り其謹慎なることを表し監視の  
 票を出し官吏の認印を受くべし但し疾病又ハ己むとを得ざる事  
 故ありて警察署に到ると能はざる時ハ其事由を届け出づべし



二 酒宴遊興の席に會し又ハ群集の場所に參會することを許さず  
三 事故ありて住居を轉移せんとする時ハ警察署に申請し許可  
を受くべし但し他の府縣へ轉移することを許さず

四 往復一日程を過ぐる地に旅行することを許さず

第四十五條 特別監視の期限間ハ警察官吏時宜に因り其家宅に臨檢  
するとあるべし

第四十六條 假出獄を許されたる者刑期満限の日に至れハ假出獄證  
票を警察署に還納し警察署より證票を出したる典獄に遞送すべ  
し

主刑満限の後監視に付すべき犯人なる時ハ警察署に於て第二章  
の例に従て處分すべし

第四十七條 假出獄を許すべき者住所なく及び引取人なき時ハ第三  
十二條の例に従ひ監獄中の別房に留置すべし

第四章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判に付き呼び出したる證人醫師鑑定人通辨人翻譯  
人に給與すべき日當旅費止宿料及び第五十一條第五十二條に  
記載したる者を以て刑事の裁判費用と爲す

第四十九條 日當旅費及び止宿料の金額左の如し

日當五十錢以下

旅費一里合錢以下

止宿料一宿廿五錢以下

住居三里以外の地に在る者ハ往復旅費を給し及び呼出の地に滯  
在中ハ日當並に止宿料を給す其三里未滿の地に在る者ハ旅費止  
宿料を給せず

第五十條 證人の日當旅費及び止宿料ハ本人の請求あるにあらざれ  
バ之を給與せず

第五十一條 證人日暮ぎを以て生業とする者治罪法第百九十條に従  
ひ償金を要求する時ハ旅費日當の外若干の償金を給するとある  
べし

第五十二條 解剖舍密等の費用及び數多の時間を要する翻譯料の類  
ハ日當の外別に之を給與すべし

第五十三條 裁判費用の宣告を受け未だ之を納めざる前に於て犯人  
身死する時ハ其相續人より之を徵收す

第五章 賠償處分

第五十四條 贓物犯人の手に在る時ハ直ちに被害者に還付すと雖も  
も若し輾轉して他人の手に在る時ハ被害者の請求に因り還給せ  
しむるものとす

第五十五條 贓物輾轉して他人の手に在る時公商に由り買取したる  
物品ハ其公商若くハ被害者より買取者に原價を償はざれば直ち  
に還給せしむることを得ず



若し公商に由らずして買取したる物品の其還給を拒むとを得ず  
但し其買ひ取る者の賣者に對し轉償を求むるとを得  
第五十六條 贓物を受け又の典物として受取りたる者其贓物現在す  
る時ハ還給を拒むとを得ず但し典物として受取りたる者の典物  
に對し轉償を求むるとを得

第五十七條 贓物交換して現在する時ハ公商に由ると否とを區別し  
第五十五條の例に從て處分すべし

第五十八條 贓物已に費用したる時又ハ區別すべからざる時又ハ其  
所在の知れざる時ハ其損害の賠償に請求するとを得

第五十九條 人の名譽若クハ殺傷に關したる損害其他犯罪の爲め現  
に生じたる損害ハ其賠償を請求するとを得但し失火ハ此限にあ  
らず

第六十條 贓物の還給損害の賠償ハ其犯罪を審判する刑事裁判所に  
請求するとを得若し其審判已に終りたる後ハ民事裁判所にあら  
ざれば之を請求するとを得ず

第六十一條 刑事裁判所に於て贓物の還給損害の賠償を請求する者  
ハ通常の文書又ハ言語を以て之を爲すとを得其民事裁判所に請  
求する者の民事訴訟の程式に從ふべし

第六十二條 贓物の還給損害の賠償本犯死する時ハ其相續人に對し  
之を要求するとを得

第六十三條 贓物の還給損害の賠償の宣告を受けたる者還給賠償せ  
ざるべきハ被害者より更に民事裁判所へ身代限りの處分を請求  
するとを得

増補 刑法參考諸布告  
新舊法比照  
密賣淫處分  
同處分方  
脱稅處分

○新舊法比照 (明治十四年第八十一號布告)  
法律規則罰例  
賭博犯處分規則  
富籤賣買犯處分  
水底電線路犯禁

刑法第三條第二項に依り新舊法を比照するにハ左に從ふべし  
第一條 新舊法比照するにハ左の如し

七六五四三二一  
無期徒刑  
無期徒刑  
無期徒刑  
有期流刑  
有期流刑  
有期流刑  
重懲役  
輕懲役  
懲役十年  
懲役七年  
禁獄終身  
斬絞  
懲役終身



八 重禁錮  
九 輕禁錮  
十 重禁錮  
十一 輕禁錮  
十二 罰金  
十三 拘留  
十四 科料

第二條 舊法の刑期新法主刑の刑期内に在る時は新法に從ふ但舊法の刑期に過ぐるを得ず

第三條 舊法に於て懲役百日に該者新法に照し二月以上百日以下の重禁錮に處するの類一若し舊法の刑期新法主刑の短期に等しくして舊法に定役なく新法に定役ある時は三月以上三年以下の重禁錮に處するの類一若し舊法に照し一月以上一年以下の重禁錮に該る時は三月以上三年以下の重禁錮に處するの類一

第四條 舊法の贈罪收贖若くは罰金科料の金額新法主刑の金額内に在る時は新法に從ふ但舊法の金額に過ぐるを得ず

第五條 舊法に於て罰金を附加せず

第六條 舊法に於て罰金を附加せず

第七條 舊法に於て體刑に該る者新法に於て罰金科料に該る時は新法に從ふ

第八條 舊法に於て體刑に該る者新法に於て罰金科料に該る時は新法に從ふ

第九條 舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ重罪の刑に處する時は新法に從ふ

第十條 舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ禁錮の刑に處する時は新法に從ふ

第十一條 華士族の犯罪新法に於て輕罪に該る者舊法に從ひ處斷す

懲役十年  
禁獄七年  
禁獄十年  
懲役十一日以上五年以下  
禁獄鎖錮十一日以上五年以下  
贖罪收贖罰金科料二圓以上  
贖罪收贖罰金科料二圓未滿

舊法の刑期に於て懲役百日に該者新法に照し二月以上百日以下の重禁錮に處するの類一若し舊法の刑期新法主刑の短期に等しくして舊法に定役なく新法に定役ある時は三月以上三年以下の重禁錮に處するの類一若し舊法に照し一月以上一年以下の重禁錮に該る時は三月以上三年以下の重禁錮に處するの類一

但其長期の短き者に過るとを得ず一舊法に於て一年以上三年以下の新法に照し三月以上三年以下の重禁錮に處するの類一若し舊法に照し三月以上三年以下の重禁錮に處するの類一若し舊法に照し三月以上三年以下の重禁錮に處するの類一

新法に照し二月以上三年以下の禁獄に該る者

舊法に於て罰金を附加せず

舊法に於て體刑に該る者新法に於て罰金科料に該る時は新法に從ふ

舊法に於て體刑に該る者新法に於て罰金科料に該る時は新法に從ふ

舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ重罪の刑に處する時は新法に從ふ

舊法に於て體刑に該る者新法に從ひ禁錮の刑に處する時は新法に從ふ

華士族の犯罪新法に於て輕罪に該る者舊法に從ひ處斷す



第十二條 新法と舊法とを比照するに各其本條に照し加減したる者

第十三條 舊法に於て棒鎖に該る者ハ仍ハ棒鎖に處す

明十治五年一月一日より刑法施行候に付法律規則中罰例に係るもの

第一條 凡ろ懲役ハ十日以上を重禁錮に處し十日以下を拘留に處す

第二條 凡ろ禁獄及び禁錮ハ十一日以上を輕禁錮に處し十日以下を拘留に處す

第三條 凡ろ罰金及び科料ハ貳圓以上を罰金に處し貳圓未滿を五錢

第四條 法に照し律に照し若くハ違令違式に照し處斷すとあり及び

第五條 法律規則を犯したる者ハ刑法の再犯加重及び數罪俱發の

第六條 法律規則中罰例ありと雖ども刑法に正條あるものハ刑法に

第七條 前數條の罪を犯し拘留科料に處する者と雖ども輕罪裁判所

に於て之を裁判す(但し始審裁判所々在の地を除くの外ハ治安

裁判所に於て之を裁判するを得)

○密賣淫處分 (明治十四年第六十四號布告)

密賣淫の義ハ刑法第四百二十五條第十項に明文有之候得ども當分の

内其取締懲罰ハ從前の通り東京ハ警視廳其他ハ地方官へ委任す

○賭博犯處分規則 (明治十七年第一號布告)

賭博犯の儀ハ刑法第二百六十條第二百六十一條に明文有之候へども

當分の内行政警察の處分に屬し東京ハ警視廳其他ハ地方官をして別

紙賭博犯處分規則に依り取締懲罰の事を行はむ

第一條 賭博を爲したる者ハ一月以上四年以下の懲罰及び五圓以上

二百圓以下の科料に處し家屋を貸與し及び見張を爲し其他總て

幫助を爲したる者亦ハ同じ

博徒にして黨類を招結し又ハ賭場を開張し又ハ凶器を携帶し又

ハ四隣に横行する者ハ一年以上十年以下の懲罰及び五十圓以上

五百圓以下の過料に處す其招結に應じたる者ハ賭博を爲さずと

雖ども前項に依て處分す

第二條 賭具及び賭場に現在する財物ハ何人の所有を問はず之を沒

入す

第三條 賭博犯を取押ふるに何人の家宅を問はず何時たりとも之

を立入る事を得



○九 但し警察官巡查ハ其証票を携帯すべし  
第四條 此規則を施行する方法細則ハ警視總監府知事（東京府を  
除ク）一縣令に於て便宜之を定め内務卿の許可を得て施行する事  
を得

○賭博犯人處分方（明治十七年一月廿一日太政官第十號達）  
本年第一號布告に據り懲罰に處したる賭博犯人ハ明治十四年九月第  
八十一號達監獄則第一條第五項禁錮の刑に處せられたる者に順  
じ服役其他の方法共總て該則に依て處分すべし

○富籤賣買犯處分（明治十五年五月廿四日第廿五號布告）  
明治元年十二月二十三日の布告に原づき富籤賣買の牙保幫助を爲し  
及び富籤を購買したる者處分方左の通り制定す

第一條 凡そ富籤賣買の牙保若クハ幫助を爲したる者ハ一月以上六  
月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二條 凡そ富籤を購買したる者ハ其價を拂ひたる未だ拂ひざる  
とを問はず二十日以上四月以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓  
以下の罰金を附加す

他人の名を借りて購買したる者及び他人より讓受たる者亦た同  
じ

第三條 第一條第二條の罪を再犯したる者ハ同條に定めたる刑期金  
額の二倍に處す

第四條 富籤に關する犯罪を告發したる者ハ其徴する所の罰金の  
半額を給與す

第五條 富籤に關する罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官に自首  
したる者に其罪を免す

第六條 再犯に係る者ハ自首すと雖も其罪を免せず  
富籤に關する犯罪に依て得たる財物の之を沒收す

自首に因て罪を許したる者と雖も財物沒收ハ仍ほ前項に依る  
○脱稅處分（明治十五年七月廿四日第三十四號布告）

脱稅の爲めに土地を欺隱する者ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處し  
現地に依り地價を定め斯數年間の租稅を追徴す

但し地租改正初年以前に遡るとを得  
其罪を犯し自首する者ハ罰金を免す其徴收すべき租稅ハ仍ほ之を納  
めしむ

○水底電信線路犯禁（明治十六年二月十日第五號布告）  
水底電信線路に於て投錨漁業採藻等の禁を犯す者ハ二圓以上百圓以  
下の罰金に處す

刑法俗解畢



治罪法俗解目錄

第一編 總則 刑事裁判所の構成及び權限

第二章 通則 違警罪裁判所

第三章 輕罪裁判所 控訴裁判所

第四章 重罪裁判所 大審院

第五章 高等法院 犯の捜査起訴及び豫審

第三編 第一章 捜査 現行犯罪

第二章 起訴 檢察官の起訴

第三章 豫審 民事原告人の起訴

第三章 第一章 密令狀

第二章 第一節 密室監禁



第三節	證據
第四節	被告人の訊問及び對質
第五節	檢証及び物件差押
第六節	證人訊問
第七節	鑑定
第八節	現行犯の豫審
第九節	保釋
第十節	豫審終結
第四編	公判
第一章	通則
第二章	違警罪公判
第三章	輕罪公判
第四章	重罪公判
第五編	大審院の職務
第一章	上告
第二章	再審の訴
第三章	裁判管轄を定むるの訴
第四章	公安又は嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴

第六編	裁判執行復権及び特赦
第一章	裁判執行
第二章	復権
第三章	特赦



治罪法俗解

第一編 總則

第一條 公訴の犯罪を證明し刑を適用するを目的とするものにして法律に定めたる區別に従ひ檢察官之を行ふ

第二條 私訴の犯罪人に因り生じたる損害の賠償贓物の返還を目的とするものにして民法に従ひ被害者に屬す

第三條 公訴の被害者の告訴を待て起るものにあらず又公訴私訴の棄權に因て消滅するものにあらず但し法律に於て特に定めたる場合ハ此限に非らず

第四條 私訴ハ其金額の多寡に拘はらず公訴に附帶して刑事裁判所に之を爲すとを得但し法律に於て其裁判所に私訴を爲すとを許さざる場合ハ此限りにあらず

第五條 公訴私訴の裁判ハ管轄裁判所に於て現に施行する法律に定めたる訴訟手續に従ひ之を爲すべし

第六條 刑事裁判所又ハ刑事裁判所と民事裁判所とは於て公訴私訴並び起る時ハ公訴の裁判に先て私訴の裁判を爲すべからず若し賠償返還の言渡しありたる後刑の言渡しありたる時ハ共に其効なかるべし

第七條 民事裁判所に私訴を爲したる時ハ檢察官の起訴あるにあらず

民事裁判所に私訴を爲したる時ハ檢察官の起訴あるにあらず



ざれば願下を爲し更に刑事裁判所に其訴を爲すとを得ず  
刑事裁判所に私訴を爲したる時ハ被告人の承諾を得て願下を爲し  
更に民事裁判所に其訴を爲すとを得

第八條 被告人免訴又ハ無罪の言渡しを受けたりと雖も民法に従  
がひ被害者より賠償返還を要むるの妨害を爲すことなかるべし

第九條 公訴を爲すの權ハ左の條件に因て消滅す  
一 被告人の死去  
二 告訴を待て受理すべき事件に付てハ被害者の棄權又ハ私和  
三 確定裁判  
四 犯罪の後頒布したる法律に因り其刑の廢止  
五 大赦  
六 期滿免除

第十條 私訴を爲すの權ハ左の條件に因て消滅す  
一 被害者の棄權又ハ私和  
二 確定裁判  
三 期滿免除

第十一條 公訴期滿免除の期限左の如し  
一 違警罪ハ六月  
二 輕罪ハ三年  
三 重罪ハ十年

所に其訴を爲したる時と雖も公訴期滿免除の期限と同一なりと  
す

公訴に付き已に刑の言渡しありたる時ハ民法に定めたる期滿免除  
の例に従ふ

第十三條 公訴私訴期滿免除の期限は犯罪の日より起算す但し繼續  
犯罪に付てハ其最終の日より起算す

第十四條 期滿免除ハ刑事裁判所に於て檢察官若くハ民事原告人よ  
り起訴の手續を爲し又豫審若くハ公判の手續きありたるに因り其  
期限の經過を中斷す其未だ發覺せざる正犯從犯及び民事擔當人に  
付ても亦同じ

期滿免除の期限の經過を中斷したる時ハ起訴豫審又ハ公判の手續  
きを止めたる日より更に其期限を起算す但し前後の日數を通算し  
て第十一條に定めたる期限の二倍を超過すべからず

第十五條 起訴豫審又ハ公判の手續其規則に背きたるに因り無効に  
屬する時ハ期滿免除の期限の經過を中斷するの効なかるべし但し  
裁判官の管轄違なるに因り其手續の無効に屬する時ハ此限にあら  
ず

第十六條 被告人免訴又ハ無罪の言渡しを受けたる場合に於て其訴  
の原由告訴人告發人又ハ民事原告人の惡意若くハ重き過失に出で



たる時は是等の者に對し損害の償を要むることを得被告人刑の言渡を受けたりと雖も告訴人告發人又ハ民事原告人より惡意若クハ重き過失に因て其犯罪に付き過實の申立を爲したる時亦同じ民事原告人豫審又ハ公判の言渡に對し上訴を爲し敗訴したるハ被告人其上訴に因り生じたる損害の償を要むることを得要償の訴ハ本案の裁判言渡あるまで何時にても其裁判所に之を爲すとを得

第十七條 被告人無罪の言渡を受けたりと雖も裁判官檢察官書記又ハ司法警察官に對し要償の訴を爲すことを得ず但し是等の官吏被告人に對し故意を以て損害を加へ又ハ刑法に定めたる罪を犯したる場合ハ此限を以てあらず

第十八條 此法律に於て期限を計算するに時を以てする者ハ即時より起算し日を以てする者ハ初日を算入せず若し最終の日休暇に當る時ハ期限に算入すべし但し期滿免除の期限ハ此限にあらざり一日と稱するハ二十四時を以てし一月と稱するハ三十日を以てし一年と稱するハ曆に従ふ

第十九條 此法律に定めたる期限に陸路八里毎に一日の猶豫を加ふ八里に滿さるものと雖も三里以上なる時亦同じ  
島地又ハ外國との路程の猶豫ハ別に法律を以て之を定む

第二十條 此法律に於て訴訟關係人を爲すに付き定めたる期限を經過したるときハ特別の場合を除くの外其權を失ふべし  
第二十一條 訴訟關係人の裁判所々在地に住せざる時ハ其地に假住所を定め書記局に届置くべし否らざる時ハ書類の送達なしと雖ども異議を申し立るとを得

第二十二條 此法律に於て訴訟關係人に書類を送達するに付き別に規則あらざる時ハ書記其送達書を作り書記局所屬の使丁をして之を送達せしむ

第二十三條 送達書ハ二通を作り其一通を本人に渡すべし本人に渡すを得ざる時ハ其住所に於て同居の親屬又ハ雇人に渡すべし

送達人ハ之を受取る者をして其二通に署名捺印せしむ若し署名捺印せしむる能はざる時ハ其旨を附記すべし  
同居の親屬又ハ雇人に書類を渡すとを得ず若クハ是等の者之を受取ることを肯せざる時ハ其地の戸長に渡置き戸長ハ其書類に認印し速かに本人に送達するの處分を爲すべし  
送達人ハ書類を受取りたる者の氏名場所及び日時を其二通に記載すべし本條の規則に背きたる時ハ書類送達の効なかるべし  
送達人ハ其一通を書記局へ還納し書記局に於てハ送達の証とし



六 第二十四條 休暇の日及び日出前日没後の書類の送達を爲すべからず此規則に背きたる時其送達の効なかるべし但し本人承諾して其送達を受けたるときは此限にあらず

第二十五條 官吏の作るべき書類の其所屬官署の印を用ひ年月日及び場所を記載して署名捺印し毎葉に契印すべし若し官署の印を用ふることも能はざる場合に於て其事由を記載すべし此規則に背きたる時其書類の効なかるべし

第二十六條 官吏其他何人に限らず訴訟に關する書類の正本又ハ謄本を作るに付き文字を改竄すべからず若し挿入削除及び欄外の記入ある時に之に認印すべし文字を削除する時に之を讀み得べき爲め字體を存し其數を記載すべし其規則に背きたる時其變更増減の効なかるべし

第二十七條 此法律に於て定めたる豫審又ハ公判に付ての規則ハ頒布以前に係る犯罪にも亦之を適用す

第二十八條 此法律ハ將來頒布すべき別段の法律に於て豫審又ハ公判の手續きを定めたる犯罪にも亦之を適用す但し其法律に抵触する規則ハ此限にあらず

第二十九條 此法律に於て豫審又ハ公判の手續きを定めたる犯罪に付て前項の例に在らず

第三十條 此法律ハ陸海軍に關する法律を以て處分すべき者に適用するを得ず

第三十條 此法律に於て親屬と稱するは刑法第百十四條第百十五條の例に従ふ

第二編 刑事裁判所の構成及び權限

第一章 通則

第三十一條 通常刑事の裁判權ハ民事の裁判權と同一の裁判所に屬す

第三十二條 裁判所の位置及び管轄の區劃ハ司法卿の奏請に因り上裁を以て之を定む

第三十三條 裁判所には檢察官一名又は數名を置く

第三十四條 刑事に付き檢察官の職務左の如し

一 犯罪を捜査す

二 犯罪に付取調べ處分及び法律に適用を裁判官に請求す

三 裁判所の命令及び言渡の執行を指揮す

四 裁判所に於て公益を保護す



第三十五條

檢察官一名公廷に立會ふべし

第三十六條

裁判所に書記一名又ハ數名を置く  
第三十七條 書記ハ豫審及ヒ公判に立會ヒ調書公判始末書其他訴訟

第三十八條

又裁判言渡書其他一切の書類を保存すべし  
一 違警罪ハ違警罪裁判所  
二 輕罪ハ輕罪裁判所

第三十九條

左の場合に於てハ附帶の犯罪なりとす  
一 同一の場所に於て同時に一人又ハ數人にて數罪を犯したる

第四十條

數人通謀して日時又ハ場所を異にし數罪を犯したる時  
二 自己又ハ他人の犯罪を容易にする爲め又ハ其罪を免かる爲め他の罪を犯したる時  
三 爲め他の罪を犯したる時

第四十一條

數箇の裁判所に於てハ犯罪の地の裁判所を以て豫審及ヒ公判の管轄なりとす  
犯罪の地分明らからざるべきハ被告人逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす

第四十二條

數罪俱發の場合に於ても亦同じ  
捕したる時ハ最寄の管轄裁判所に送致すべし  
令狀を以て被告人を逮捕したるときハ其令狀を發したる裁判所に送致すべし

第四十三條

數箇の裁判所の管轄なる場合に於て被告人を逮捕するに能はず若クハ法律上逮捕するを許さざる時ハ其中にて最初豫審又ハ公判に着手したる裁判所を以て其管轄なりとす

第四十四條

數箇の裁判所の管轄に屬する正犯數名ある時ハ其中にて最初豫審又ハ公判に着手したる裁判所を以て其管轄なりとす  
高等法院及ヒ陸海軍裁判所の管轄に付き法律に於て特に定めたる場合ハ本條の例にあらず

第四十五條

外國にありて犯したる罪日本國の法律に依り處斷すべき者にして内地に於て被告人を逮捕したる時ハ逮捕の地の裁判所を以て其管轄なりとす  
又外國より送致したる時ハ送致の地の裁判所を以て其管轄なりとす



闕席裁判を爲すべき場合に於てハ被告人最終住所の地の裁判所を以て其管轄なりとす其住所分明ならざる時裁判管轄を定めるの訴へを爲すべし

第四十六條 商船内の犯罪に付ての管轄及び訴訟手續ハ別に法律を以て之を定む

第四十七條 豫審を爲したる裁判官ハ其公判に干預すべからず前豫審又ハ公判をなしたる裁判官ハ哀訴及び闕席裁判に對する故障を除くの外其上訴の裁判に干預すべからず此規則に背きたる時ハ其言渡しの効なかるべし

第四十八條 裁判所ハ訴を受けたる事件に付き自ら其管轄なりや否や判決するの權あり其判決に付てハ本案の事件終審なるべき場合と雖ども通常の規則に従ひ檢察官其他訴訟關係人より上訴するを得

第二條 違警罪裁判所

第四十九條 治安裁判所ハ違警罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる違警罪を裁判す

第五十條 違警罪裁判所判事の職務ハ治安裁判所判事之を行ふ

第五十一條 違警罪裁判所檢察官の職務ハ其裁判所々在の地の警部之を行ふ

第五十二條 違警罪裁判所檢察官ハ毎月未決既決の事件表を作り經罪裁判所檢察官に差出すべし

事件表にハ違警罪裁判所判事認印し且意見ある時ハ之を附記すべし

第五十三條 違警罪裁判所書記の職務ハ治安裁判所書記之を行ふ

第三章 輕罪裁判所

第五十四條 始審裁判所ハ輕罪裁判所として其管轄地内に於て犯したる輕罪を裁判す

又重罪及ヒ輕罪の豫審を行ふ

又其管轄地内の違警罪裁判所の始審の裁判に對する控訴を裁判す

第五十五條 輕罪裁判所判事の職務ハ裁判所長より始審裁判所判事一名又ハ數名に順次滿一年間之を命ず

又滿一年間更に其職務を繼續せしむるを得

第五十六條 豫審判事の職務ハ司法卿より始審裁判所判事一名又ハ數名に滿一年間之を命ず

又滿一年以上其職務を繼續すべきとを命ずるとを得

第五十七條 判事差支ある時ハ其他の判事又ハ判事補其職務を行ふ

第五十八條 豫審又ハ公判に立會ひ意見を述るとを得

輕罪裁判所檢察官の職務ハ始審裁判所檢察官又ハ其指名



したる検事補之を行ふ  
第五十九條 輕罪裁判所書記の職務は始審裁判所書記之を行ふ  
第六十條 東京警視本署及び府縣長官ハ各其管轄地内に於て司法警

察官として犯罪を捜査するに付き検事と同一の權を有す但し東  
京府長官ハ此限にあらす  
左に記載したる官吏ハ檢事の補佐として其指揮を受け第三編に  
定めたる規則に従ひ司法警察官として犯罪を捜査すべし

一 警視警部  
二 區長郡長  
三 治安判事  
四 警部の在らざる地の戸長

第六十一條 司法警察官檢察官又ハ裁判官ハ他の司法警察官檢察官

又ハ裁判官より犯罪取調メの爲め其管轄地内に於て證據其他事  
實參考と爲るべき事物を集取すべきの囑託を受くるとあるべし

第六十二條 檢事ハ二月毎に豫審及び公判の未決既決の事件表を作

り控訴裁判所檢察官に差出すべし  
又違警罪裁判所檢察官より差出したる事件表を同時に檢事長に  
差出し且意見ある時ハ之を附記すべし

事件表にハ裁判長認印し且意見ある時ハ之を附記すべし  
第四章 控訴裁判所  
第六十三條 控訴裁判所に刑事局を置き輕罪裁判所の始審の裁判に

對する控訴を裁判す但し其裁判ハ判事三名以上にて之を爲すべ

第六十四條 刑事局判事の職務ハ裁判所長より其裁判所判事數名に

順滿一年間之を命ず  
又滿一年間更に其職務を繼續せしむるとを得

第六十五條 刑事局判事差支へある時ハ裁判所長より民事局判事を

して其職務を行はしむ  
裁判所長ハ何時にても裁判長と爲るとを得

第六十六條 刑事局檢察官の職務ハ其裁判所檢察官又ハ其指名した

る檢事之を行ふ  
第六十七條 檢事長ハ其裁判所の管轄地内に於て輕罪裁判所檢事に

屬する司法警察及び起訴の職務を行ひ又ハ其屬所の檢事をして  
之を行はしむるとを得  
又起訴及び其他の職務に付き其管轄地内の檢察官に告達すると

あるべし

第六十八條 檢事長ハ其管轄地内の檢察官及び司法警察官を監督す

作り司法卿に差出すべし  
又輕罪裁判所檢事より差出したる事件表を同時に司法卿に差出

し且意見ある時ハ之を附記すべし  
事件表にハ裁判所長認印し且意見ある時ハ之を附記すべし



四一 第六十九條 刑事局書記の職務ハ其裁判所書記之を行ふ

第五章 重罪裁判所

第七十條 重罪裁判所ハ其管轄地内に於て犯したる重罪を裁判す

第七十一條 重罪裁判所ハ三月毎に之を開く  
若し事件夥多なる時ハ控訴裁判所長及び檢事長より司法卿に具  
申し其許可を得て臨時開庭するを得

第七十二條 重罪裁判所ハ控訴裁判所又ハ始審裁判所に於て之を開

第七十三條 重罪裁判所ハ左の職員を以て裁判を爲す

一 裁判長一名但し控訴裁判所長より其裁判所判事申にて之を  
命す

二 陪席判事四名但し控訴裁判所に於て開く時ハ裁判所長より  
其裁判所判事申にて之を命し始審裁判所に於て開く時ハ其裁判  
所長及び先任せし判事を以て之に充つ

第七十四條 重罪裁判所檢察官の職務ハ控訴裁判所檢事長又ハ其指  
名したる檢事之を行ふ

始審裁判所に於て開く時ハ判事長より始審裁判所判事をして其  
職務を行はしむるを得

第七十五條 重罪裁判所書記の職務ハ開庭すべき裁判所書記之を行  
ふ

第七十六條 控訴裁判所判事長ハ開庭の後既決事件表を作り司法卿  
に差出すべし事件表にハ控訴裁判所長認印し且意見ある時ハ之  
を附記すべし

第六章 大審院

第七十七條 大審院に刑事局を置き左の條件を裁判す

一 上告  
二 再審の訴  
三 裁判管轄を定むる訴  
四 公安又ハ嫌疑の爲め裁判管轄  
を移すの訴

第七十八條 刑事局に於てハ判事五名以上にあらされハ裁判を爲す  
べからず

第七十九條 刑事局判事の職務ハ司法卿の奏請に因り其院判事に之  
を命す

判事差支へあるときハ民事局判事授任の順序に従ひ其職務を行  
ふ

第八十條 刑事局檢察官の職務ハ其院檢事長又ハ其指名したる判事  
之を行ふ

第八十一條 刑事局書記の職務ハ其院書記之を行ふ

第八十二條 判事長ハ三月毎に豫審及び公判の未決既決の事件表を  
作り司法卿に差出すべし

事件表にハ院長認印し且意見ある時ハ之を附記すべし



第七章 高等法院  
第八十三條 高等法院に於てハ刑法第二編第一章第二章に記載したる重罪を裁判す又皇族の犯したる重罪及ヒ禁錮の刑に該るべき輕罪を裁判す

又勅任官の犯したる重罪を裁判す  
前二項に記載したる者の正犯及び從犯ハ身分の如何を問はず其

院に於て之を裁判す  
第八十四條 高等法院ハ司法卿の奏請に因リ上裁を以て之を開ク其

裁判すべき事件及ヒ開院すべき場所も亦上裁を以て之を定む  
第八十五條 高等法院ハ左の職員を以て裁判を爲すべし

一 裁判長一名陪席裁判官六名但し元老院議官大審院判事中心より毎年豫じめ上裁を以て之を命す

二 豫備裁判官二名但し前項の式に従ひ之を命す  
第八十六條 豫審判事の職務ハ上裁を以て大審院刑事局判事一名又

ハ數名に之を命す  
第八十七條 高等法院檢察官の職務ハ大審院檢事長又ハ司法卿より

指名したる檢事之を行ふ  
第八十八條 高等法院書記の職務ハ大審院書記之を行ふ

第八十九條 高等法院の裁判に對してハ上訴を許さず但し左の條件

一 第四百三十六條と同一の場合に於て哀訴  
二 第四百三十九條と同一の場合に於て再審の訴  
三 職員を命ずるとあるべし

第九十一條 高等法院の訴訟手續キハ通常の規則に従ふ  
第九十二條 第一章 捜査

第九十三條 第一節 告訴及び告發  
因りて犯罪あるとを認知し又は犯罪ありと思料したる時ハ其證據及び犯人を捜査し第百七條以下の規則に従ひ起訴の手續きを爲すべし

第九十四條 何人に限らず重罪輕罪に因リ損害を受けたる者の犯罪の地若くハ被告人所在の地の豫審判事檢事又は司法警察官に告訴するを得

豫審判事告訴を受けたる時ハ第百十四條以下の規則に従がひ其處分を爲すべし

檢事告訴を受けたる時ハ第百七條の規則に従がひ其處分を爲すべし

七

七



司法警察官告訴を受けたる時ハ速かに其書類を檢事に送致すべし  
違警罪に付てハ罪犯の地の違警罪裁判所檢察官又ハ司法警察官  
に告訴するを得其告訴を受けたる司法警察官ハ之を違警罪裁  
判所檢察官に移すべし

第九十四條

告訴人ハ成るべく其證據及び事實參考に成るべきとを  
申立つべし

第九十五條

又告訴ハ第一百條以下の規則に従ひ民事原告人と爲るとを得  
し

又告訴ハ口述を以て之を爲すとを得其告訴を受けたる官吏ハ調  
書を作り告訴人に之を讀聞かせ共に署名捺印すべし若し告訴人  
署名捺印すると能はざる時ハ其旨を附記すべし

第九十六條

告訴人ハハ告訴を受けたるの證書を渡すべし  
重罪輕罪ありと思料したる時ハ速に其職務を行ふ地の檢事に告  
發すべし

第九十七條

告發ハ官吏の署名捺印したる書面を以て之を爲し成るべく證據  
及び事實參考と爲るべき事物を添ふべし

違警罪に付てハ違警罪裁判所檢察官に告發すべし  
第九十七條 何人に限らず重罪輕罪あるとを認知し又ハ重罪輕罪あ  
りと思料したる時ハ第九十四條第九十五條の規則に従ひ其所在  
の地若くハ犯罪の地の豫審判事檢事又ハ司法警察官に告發する  
とを得

告發を受たる官吏ハ第九十三條の規則に従ひ其處分を爲すべし  
第九十八條 告訴告發ハ代人に委任して之を爲すとを得但し第九十  
六條の場合ハ此限にあらず

第九十九條

無能力者の告訴ハ法律に定めたる代人之を爲すも其効ありとす  
場合と雖も第十六條の規則に従ひ被告人より要償の訴を受く  
るとあるべし

第二節 現行犯罪

第一百條

現行犯罪とハ現に行ひ又ハ現に行ひ終りたる際に發覺した  
る罪を謂ふ

第一百一條

重罪輕罪に付き左の場合ハ現行犯に准す  
一 犯人として一人又は數人に追呼せらるる時

二 凶器賊物其他犯人と思料すべき物件を携帯したるとき

三 家宅内にて犯したる罪を檢證する爲め又ハ其犯人と思料す  
べき者を逮捕するため戸主より官吏に其處分を求めたる時

第一百二條

司法警察官及び巡查其職務を行ふに當り重罪輕罪の現行  
犯あるとを知りたる時ハ令狀又ハ命令を待たずして被告人を逮



捕すべし  
違警罪の現行犯あるときを知らずたる時ハ被告人の氏名住所を問ひ  
之を違警罪裁判所檢察官に告發すべし其氏名住所分明ならず又  
ハ逃亡の恐ある者ハ違警罪裁判所に引致するを得  
第三百三條 巡査被告人を逮捕したる時ハ速に之を司法警察官に引致  
すべし  
其被告人を受取りたる司法警察官ハ逮捕及び告發に付ての調書  
を作るべし

第四百條 司法警察官被告人を逮捕し又ハ之を受取りたる時は假に  
被告人の訊問及び檢證處分を爲すべし

第五百條 何人に限らず重罪輕罪の現行犯ある場合に於てハ直ちに  
被告人を逮捕するを得

第六條 前條の場合に於て被告人を逮捕したる者は之を司法警察  
官に引致すべし若し引致するを得ざる時ハ自己の氏名職業住  
所及び其逮捕の事由を陳述して假に之を巡査に引渡すとを得  
被告人を巡査に引渡したる時ハ速に告訴又ハ告發を爲すべし  
被告人又ハ巡査ハ逮捕を爲したる者に對し共に官署に至るとを  
求むるを得但し逮捕を爲したる者の正當の事由あるにあらざれ  
ば其求めを拒むとを得す

第二章 起訴  
第一節 檢察官の起訴  
第七條 檢察官の捜査を終りたる時ハ左の手續を爲すべし  
一 重罪と意料したる事件に付てハ豫審判事に豫審を求むべし  
二 輕罪と意料したる事件に付てハ其輕重難易に従ひ豫審を求  
め又ハ直に輕罪裁判所に其訴を爲す可し  
三 違警罪と意料したる事件に付てハ證據書類に意見書を添へ  
之を違警罪裁判所檢察官に送致す可し  
四 被告人の身分犯罪の種類又ハ場所に因り其管轄に屬せざる  
者と意料したる事件に付てハ之を管轄裁判所檢察官に送致す可  
し

被告事件罪と爲らず又ハ公訴受理す可からざる者と意料したる  
時ハ起訴の手續を爲す可からず  
第八條 前條の場合に於て被告事件公訴に係る時ハ檢事より其處  
分を被害者に通知す可し  
第九條 檢事豫審を求むる時ハ證據及び事實參考と爲る可き事物  
を送致し且臨檢す可き場所逮捕す可き人名及び原被の證人と爲  
る可き者を指示す可し

第三節 民事原告人の起訴  
第十條 重罪輕罪の被害者公訴に附帶てし私訴を爲さんとする時  
ハ告訴と共に之を申立て又ハ告訴を爲したる後其旨を豫審判事



に申立つ可し  
豫審判事直ちに被害者より民事原告人と爲る可きの申立を受た  
たる時の檢察官の起訴なしと雖も公訴私訴を併せて受理した  
る者とす

豫審判事何れの場合に於ても直ちに被害者より民事原告人と  
爲る可きの申立を受けたる時の其旨を檢事に通知す可し

第百十一條 被害者の公訴の本案に付き始審終審の裁判言渡あるま  
て何時にても私訴を爲し若くは其要むる所を變更するを得  
又私訴の願下を爲したる後更に其申立を爲し若くは其要むる所  
を變更するを得

第百十二條 被害者の代人に委任して私訴を爲し又は其願下若くは  
棄權を爲すを得 被害者無能力なる時の法律に定めたる代人  
之を爲すべし

第三章 豫審

第百十三條 現行の重罪輕罪を除くの外豫審判事の前章に定めたる  
規則に従ひ檢事又は民事原告人の請求あるに非ざれば豫審に取  
掛るを得ず此規則に背きたる時の其請求より以前に係る手續  
の効なかる可し

第百十四條 豫審判事の重罪輕罪に付き直ちに告訴又は告發を受け  
たる時の召喚狀を以て被告人を呼出し之を訊問するを得若し  
可し

第百十五條 豫審判事の告訴告發の事件急速を要する時の直ちに被  
告人に對し拘引狀を發し又は參問したる後拘留狀を發するとを  
得此場合に於ては速に其旨を檢事に通知し且證憑及び事實參考  
と爲る可き事物を送致す可し

若し其通知を爲したるより一日内に檢事起訴を爲さざる時の速  
に被告人を放免す可し但し後日起訴を爲すの妨碍と爲るとな  
る可し

第百十六條 被告人所在の地の豫審判事直ちに告訴告發を受け又  
檢事より其送致を受け被告事件急速を要する時の通常規則に  
従ひ被告人の訊問又は檢證處分を爲したる後證憑及び事實參考  
と爲る可き事物を犯罪の地の豫審判事に送致すべし若し禁錮以  
上の刑に該る可き者と思料したる時の拘留狀を以て被告人を送  
致するを得

第百十七條 檢事の豫審中何時にても豫審判事に請求して訴訟書類  
を檢閱するを得但二十四時内に之を還付すべし

又必要なりとする處分に付き臨時其請求を爲すを得

第百十八條 豫審判事の檢事又は民事原告人の起訴に因り重罪輕罪



の事件を受理したる時の被告人に對し先づ召喚狀を發す可し但し召喚狀の送達と被告人出廷との間少とも二十四時の猶豫ある可し

召喚狀に因り出廷したる被告人の即時に之を訊問す可し又遅くとも出廷の日を過くるとを得ず

第百十九條 豫審判事の召喚狀を受く可き被告人其管轄地内に住せざる時の訊問す可き條件を明示して被告人所在の地の豫審判事に其處分を囑託するとを得

第百二十條 豫審判事の召喚狀を受けたる被告人其日時に出廷せざる時の勾引狀を發するとを得

第百二十一條 豫審判事の左の場合に於て直ちに勾引狀を發するとを得

一 被告人定まりたる住所あらざる時

二 被告人罪證を湮滅し又ハ逃亡するの恐ある時

三 被告人未遂罪又ハ脅迫罪を犯し仍ほ其目的を遂げんとするの恐ある時

第百二十二條 勾引狀執行の命を受けたる者の其令狀を發したる豫審判事に被告人を引致す可し

勾引狀を以て引致したる被告人ハ四十八時内に之を訊問す可し若し其時間を経過する時の勾留狀を發するに非ざれば當然之を釋放す可し

第百二十三條 勾引狀を發したる前被告人既に豫審判事の管轄地外に在る時の被告人より其所在の地の豫審判事の取調を求むるとを得其求を受けたる豫審判事の假に被告人を勾留し速に勾引狀を發したる豫審判事に其旨を通知す可し

第百二十四條 前條の場合に於て勾引狀を發したる豫審判事の被告人を勾留したる豫審判事に訊問の條件を明示して其處分を囑託し又ハ前に發したる勾引狀を以て被告人を送致す可きとを請求す可し

其囑託を受けたる豫審判事の被告人を訊問したる後其旨の勾引狀を發したる豫審判事に通知し其意見を聽き被告人を放免し又ハ前に發したる勾引狀を以て管轄豫審判事に送致す可きの言渡を爲す可し

第百二十五條 豫審判事の召喚狀又ハ勾引狀を受たる被告人疾病其他正當の事由ありて令狀に應ずる能はざるとを證明したる時の被告人の所在に就て之を訊問するとを得若し被告人其管轄地外に在る時の其所在の地の豫審判事に訊問の事を囑託す可し

第百二十六條 勾留狀ハ被告人逃亡し又ハ第百二十三條の場合を除くの外被告人を訊問したる後禁錮以上の刑に該る可き者と思料するに非ざれば之を發するとを得



第二百二十七條 豫審判事の勾留状を執行したるより十日を過ぐる時は之を收監状に換へ若くは第二百十九條の規則に従ひ被告人を責付す可し

豫審判事に求むるを得  
豫審判事に求むるを得

第二百二十八條 收監状の既に取掛りたる豫審の手續を檢事に通知し且其意見を聽きたる後に非ざれば之を發するとを得ず

第二百二十九條 收監状に左の條件を記載すべし  
一 被告事件の概略及び加重減輕の模様ある時の其概略  
二 其罪を罰す可き法律の正條  
三 警察官の意見を聽きたる時

第二百三十條 總て令状には被告事件及び被告人の氏名職業住所を記載す可し但召喚状を除くの外其氏名分明ならざる時の容貌體格等を明示す可し

又令状に之を發するの年月日時を記載し豫審判事及び書記署名捺印す可し

第二百三十一條 召喚状の第二十三條の規則に従ひ書記局所屬の使丁を以て被告人又其住所に之を送達せしむ

第二百三十二條 勾留状の收監状の日本全國に於て之を執行す但前項の令状を執行するに於ては被告人に正本を示し其謄本を下付す可し此場合に於ては第二十三條第四項の規則に従ふ

第二百三十三條 令状執行の命を受けたる巡查の被告人其家宅若くは他人の家宅に潛匿したりと思料したる時は其地の戸長又其差支ある時の隣佑二名以上の立會を求め之を搜索す可し

巡查の被告人を發見したると否とに拘らざる搜索調書を作り立會人と共に署名捺印す可し

第二百三十四條 豫審判事の被告他人の管轄地内に潛匿したるを知り又は潛匿したりと思料したる場合に於て被告事件急速を要する時は巡查の令状を帶行せしむるを得

第二百三十五條 豫審判事に被告人所在の地の覺知すると能はざる時示して即時に執行を求む可し

第二百三十六條 豫審判事に被告人の相書を送致し搜索及び逮捕を爲す可きとを請求すると得

第二百三十七條 豫審判事に被告人の相書を送致し搜索及び逮捕を爲す可きとを請求する可し

第二百三十八條 陸海軍在營の軍人軍屬に對し令状を發したる時の所

請求を受けたる檢事長其管轄地内の檢事をして搜索及び逮捕の處分を爲さしむ可し

陸海軍在營の軍人軍屬に對し令状を發したる時の所

請求を受けたる檢事長其管轄地内の檢事をして搜索及び逮捕の處分を爲さしむ可し

陸海軍在營の軍人軍屬に對し令状を發したる時の所

請求を受けたる檢事長其管轄地内の檢事をして搜索及び逮捕の處分を爲さしむ可し

陸海軍在營の軍人軍屬に對し令状を發したる時の所

請求を受けたる檢事長其管轄地内の檢事をして搜索及び逮捕の處分を爲さしむ可し

陸海軍在營の軍人軍屬に對し令状を發したる時の所

請求を受けたる檢事長其管轄地内の檢事をして搜索及び逮捕の處分を爲さしむ可し

陸海軍在營の軍人軍屬に對し令状を發したる時の所

請求を受けたる檢事長其管轄地内の檢事をして搜索及び逮捕の處分を爲さしむ可し



属長官に令状を示す可し長官ハ己むとを得ざる差支あるに非ざれば本人をして速に令状に應ぜしむ可し其行軍の際亦同じ

第三百三十七條 勾留状又ハ收監状を受けたる被告人ハ速かに其令状に記載したる監倉に引致す可し若し其監倉に引致すると能はざる時ハ假に最近の監倉に引致するとを得

何れの場合に於ても監倉長ハ令状を檢閲して被告人を受取り其證書を渡す可し

第三百三十八條 令状執行の命を受けたる巡查ハ之を執行したると又執行すると能はざる時ハ其事由を令状の正本に記載す可し

巡查ハ令状執行に關する書類を書記局に差出し書記ハ其受取證書を渡す可し

第三百三十九條 勾留状又ハ收監状を受く可き被告人既に監倉若クハ獄舎に在る時ハ書記より之を本人に送達し其旨を正本及び騰本に記載す可し

第四百十條 密室監禁の場合を除くの外被告人ハ監獄則に従ひ官吏の立會に依り其親屬故舊又ハ代言人に接見するとを得

書翰書籍其他の書類ハ豫審判事の檢閲を経たる後に非ざれば被告人と外人と之を授受するとを許さず但豫審判事ハ其書類を置くとを得

第四百十一條 豫審檢事ハ被告事件禁錮以上の刑に該る可きに非ざらずと思料したる時ハ豫審中何時にても拘留状又ハ收監状を取消す可し但し收監状を取消す時ハ豫じめ檢察官の意見を聽く可し

第四百十二條 監倉にハ刑法治罪法を備置き被告人の請求に従ひ之を貸與す可し

第四百十三條 豫審判事ハ豫審中事實發見の爲め必要なりと思料したる時ハ檢事の請求に因り又ハ職權を以て拘留状若しくは收監状を受けたる被告人ハ密室に監禁するの言渡を爲すとを得

第四百十四條 密室監禁の言渡を受けたる被告人ハ一名毎に之を別室に附き豫審判事の允許を得るに非ざれば他人と接見し又ハ書類貨幣其他の物品を授受するとを許さず

食物飲料藥餌其他監倉より給す可き物品ハ雖も監倉長の特に指名したる者をして之を給與せしむ

第四百十五條 密室監禁ハ十日を經過す可からず但十日毎に其言渡を更改するとを得言渡を更改する時ハ其事由を裁判所長に報告す可し

豫審判事ハ十日間に少くとも二度被告人を訊問し通常の規則に従ひ證書を作る可し

第三百節 證據

第四百十六條 法律に於てハ被告事件の模様に因り有罪なるの推測

第四百十六條 法律に於てハ被告事件の模様に因り有罪なるの推測



第三百四十七條 豫審判事の檢察官民事原告人被告人の請求に因り又は職權を以て事實發見の爲め必要なりとする證據徴憑を集取す可し

第三百四十八條 豫審判事臨檢家宅搜索物件差押又ハ被告人証人の訊問を爲すにハ書記の立會を必要とす書記ハ調書を作り豫審判事と共に署名捺印すべし

第三百四十九條 豫審判事ハ先づ被告人を訊問す可し但し檢證を爲し又ハ證人を訊問するに付き急速を要する時ハ此限に在らず

第三百五十條 豫審判事は被告人をして其罪を白狀せしむる爲め恐嚇又ハ詐言を用ふべからず

第三百五十一條 書記ハ訊問及ヒ陳述を録取し被告人に之を續聞かせ

第三百五十二條 被告人其陳述に付き變更増減すべきとを申立たる時は更に訊問を爲し前條の規則に従ひ訊問及ヒ陳述を録取し之を

第三百五十三條 被告人は陳述書の謄本を求むるとを得

第三百五十四條 豫審判事は被告人の共犯なる人と人違なきと其他の事實を發見す可き一切の模様を證する爲め必要なりとする時ハ被

第三百五十五條 被告人其他の者對質せしむるとを得

第三百五十六條 被告人對質に關する部分に因り生ずる一切の事

第三百五十七條 被告人對質に關する部分に因り生ずる一切の事

第三百五十八條 被告人對質に關する部分に因り生ずる一切の事

第三百五十九條 被告人對質に關する部分に因り生ずる一切の事

第三百六十條 被告人對質に關する部分に因り生ずる一切の事

第三百六十一條 被告人對質に關する部分に因り生ずる一切の事

第三百六十二條 被告人對質に關する部分に因り生ずる一切の事



第三百九十二條 第三百九十三條 第二百條の規則の本條にも亦之を適用す

第五節 檢證及び物件差押

第五百十八條 豫審判事の事實發見の爲め必要なりとする時ハ重罪

又 輕罪の犯所に臨み檢證を爲すべし

第五百十九條 豫審判事の犯罪の性質方法日時場合及び被告人の人

違なきとを證明す可き模様ニ付き調書を作るべし

又 被告人の利益を爲る可き模様をも記載すべし

第六十條 豫審判事の臨檢の場所に於て發見したる物件其出所及

び模様を因り被告人の違なきと又ハ犯罪の模様を知るに足る

可しと思料したる時ハ之を差押して認印を爲し目録を作る可し但

し其物件を監視し又ハ遞送するハ書記之を擔任すべし

第六十一條 豫審判事の臨檢家宅搜索物件差押に付き其日に處分

を終らざる時ハ豫審判事の周圍を閉鎖し又ハ看守者を置くを得

第六十二條 豫審判事の被告人の住所に臨檢するを得

を藏匿するの疑ある者の住所に臨檢するを得

被告人又ハ物件を藏匿する者其住所に在らざる時ハ同居の親屬若

し其在らざる時ハ兵長の立會あるを要す

若し被告人勾留を受けたる時ハ自ら立會ふを得ず但し豫審判事

本人の立會を必要なりとする時ハ此限りに在らず

民事原告人及び其代人ハ前に記載したる處分に立會ふを得但し

豫審判事ハ其立會の爲め豫審を遅延すべからず

第六十四條 家宅搜索の場合に於て豫審判事の第六十條の規則

に從ひ物件を差押ふべし

物件を差押へたる時ハ其目録の謄本を立會人に渡す可し

第六十五條 豫審判事ハ被告人物件差押の處分に立會ひたる否

とを問はず其物件を被告人に示し辨解を爲さしむべし

其訊問及び陳述ハ之を調書に記載すべし

第六十六條 豫審判事の臨檢の場所に於て證人の陳述を聴くとを

必要なりとする時ハ書記の立會に依り各別に之を訊問すべし

第六十七條 以下の規則ハ本條にも又之を適用す

若し其許を得ずして豫審判事の場前に出入するを禁する處分中何人に限らず

若し其禁を犯す者ある時ハ之を逐斥し又ハ處分を終るまで之を留

置するとを得

豫審判事ハ其管轄地内と雖ども時宜に因り臨檢家宅

第三百六十八條



第百六十九條

搜索の事を其他の治安判事に囑託するを得  
電信鐵道の官署諸會社に其事由を通知し被告人又ハ豫審に關係  
ある者より發し若クハ是等の者に對し發したる書類電報又ハ物  
件を受取開披するを得但し受取證書を渡す可し  
前項の書類物件不用に屬したる時ハ其官署又ハ會社に還付すべし

第六節 証人訊問

第百七十條

豫審判事ハ檢事民事原告人又ハ被告人より證人として  
指名したる者を呼出す可し原告證人被告證人の員數夥多なる時  
ハ指名の順序に従ひ又ハ最も事實を知るべしと思料したる者輕  
罪事件に付てハ各五名重罪事件に付てハ各十名を限り先づ之を  
呼出すべし但し事實發見の爲め必要なりとする時ハ此限にあら  
ず

又原被の指名せざる者と雖ども豫審判事の職權を以て證人として  
之を呼出すとを得

第百七十一條

證人ハ豫審判事の名を以て之を呼出すべし但し其呼  
出狀は第二十三條の規則に従ひ之を送達すべし  
若し證人管轄地外に在る時ハ其所在の地の輕罪裁判所書記に送達  
の事を囑託すべし

所の地の治安判事に訊問の事を囑託するを得

若し證人管轄地外に在る時ハ其住所の地の豫審判事又ハ治安判事  
に訊問の事を囑託するを得

第百七十三條

本條の場合に於て呼出狀ハ囑託を受けたる判事の名を以て其裁判  
所の書記局より之を送達すべし  
又出頭の日時場所及び呼出に應ぜざる時ハ罰金を言渡し且勾引す  
るとあるべき旨を記載すべし

第百七十四條

證人疾病公務其他正當の事故に因り呼出に應ずる能  
はざるとを証明したる時ハ豫審判事其住所に於て之を訊問すべ  
し

第百七十五條

証人と爲るべき者陸海軍在營の軍人軍屬なる時ハ其  
所屬長官を経由して呼出狀を送達す其長官ハ即時に出廷せしむ  
べきとを認可し又ハ職務上已むとを得ざる差支ある時ハ其事由  
を付して出廷の延期を豫審判事に請求すべし

第百七十六條

豫審判事ハ前二條に定めたる差支の場合を除くの外  
証人呼出に應ぜざる時ハ檢事の意見を聽き二圓以上廿圓以下の  
罰金を言渡し但し其言渡に對してハ故障及び控訴を許さず  
豫審判事ハ其証人に對し罰金の言渡書と共に再度の呼出狀を送達



し又の直ちに拘引状を發することを得但し其費用の証人をして之を擔當せしむ  
若し証人再度の呼出に應ぜざる時の二倍の罰金を言渡し且拘引状を發することあるべし

第百七十七條 豫審判事の証人初度又の再度の呼出状を受けざることを其呼出に第百七十三條の規則に背きたること又の豫知し難き正當の事故ありて出廷する能はざりしことを證明したる時の檢事の意見を聽き其罰金の言渡を取消すべし

第百七十八條 証人呼出状に因り出廷せたる時其呼出状を書記に差出すべし若し之を遺失したる時の其人違なきことを證明すべし  
第百七十九條 豫審判事の証人とて呼出せたる者に對し其氏名年齢職業住所及び第百八十一條に記載せたる者なりや否を問ふべし

第百八十條 豫審判事の証人をして愛憎畏懼の心なく正實に陳述を爲すべきことを宣誓せしむべし  
豫審判事の証人に宣誓書を讀聞かせ之を署名捺印せしむ若し署名捺印すること能はざる時の其旨を附記すべし

第百八十一條 左に記載せたる者の証人と爲ることを許さず但し事實参考の爲め其陳述を聽くことを得

三二一 民事原告人及び被告人の親屬  
民事原告人及び被告人の後見人又の是等の者の後見を受くる者

四 民事原告人及び被告人の雇人  
第百八十二條 左に記載したる者亦前條に同じ  
十六歳未満の幼者  
知覺精神の不充分なる者  
瘖啞者

三 公權を剝奪せられ又の公權を停止せられたる者  
重罪事件に付き重罪裁判所に移すの言渡を受け又の重禁錮の刑に該を可き輕罪事件に付き公判に付せられたる者

二 現に陳述を爲す可き事件に付き會て訴を受け其証憑充分ならざるに因り免訴の言渡を受けたる者  
第百八十三條 証人宣誓を肯せず又は宣誓して陳述を肯せざる時は豫審判事檢事の意見を聽き刑法第百八十條に従ひ罰金を言渡す可し但し其言渡に對しては故障及び控訴を許さず

醫師藥商律師又は代理人辨護人代書人公證人若しくは神官僧侶其身分職業に關する秘密の事件に付き委託を受けたる者は前項の



例に在らず  
第八十四條 證人の他の證人及び被告人と各別に之を訊問す可し

但事實發見の爲め必要なりとする時は證人と他の證人又は被告人と對質せしむることを得

第八十五條 豫審判事は證人の陳述を確實ならしむる爲め必要なりとする時は重罪輕罪の犯所又は其他の場所に行行することを得

若し證人同行することを肯せざる時は第八十六條の規則に従ひ罰金を言渡す可し

第八十六條 第五十六條第五十七條の規則は證人に付ても亦之を適用す

第八十七條 皇族又は勅任官証人なる時は豫審判事書記と共に其所に就て陳述を聞く可し

第八十八條 書記は證人の陳述に付き各別に調書を作る可し其調書には證人宣誓を爲したること又は爲さざる事由を記載す可し

第八十九條 豫審判事は證人に其陳述の相違なきや否を知らしむる爲め書記をして調書を讀聞かしむ可し

證人は其陳述を變更増減せんとを請求するを得書記は其請求ありたるに及び變更増減の條件を調書に記載し豫審判事及び證人と共に署名捺印す可し若し證人署名捺印すると能ざる時は其旨

を附記す可し  
第九十條 證人は即時に出廷に付ての旅費日當を要むるを得若し日稼を以て生業とする者なる時は旅費日當の外日稼高に等しき賃金を要むるを得

本條の場合に於ては豫審判事其金額を定め之を言渡す可し  
第七節 鑑定

第九十一條 豫審判事は犯罪の性質方法及び結果を分明ならしむる爲め鑑定人を必要なりとする時は學術職業に因り鑑定するとを得可き者一名又ハ數名をして鑑定を爲さしむ可し

第九十二條 鑑定人は書記局より呼出狀を以て之を呼出す可し其呼出狀には犯罪事件に付き鑑定を命ずること及び呼出に應ぜざる時は罰金を言渡す可きことを記載す可し

鑑定人呼出に應ぜざる時は第八十六條の規則に従ひ處分す可し但し勾引狀を發することを得ず

第九十三條 鑑定人の規則は本條にも亦之を適用す

第九十四條 鑑定人は正實に鑑定す可きの宣誓を爲す可し其宣誓は第九十條の式に従ふ

書記は鑑定人の宣誓したることを鑑定命令書の紙尾に記載し之に宣誓書を添置く可し

第九十四條 鑑定人宣誓を肯せず又ハ宣誓して鑑定を肯せざる時



は豫審判事検事の意見を聴き刑法第七十九條に従ひ罰金を言渡す可し但し其言渡に對しては故障及び控訴を許さず

第百九十五條 第百八十一條第百八十二條に記載したる者には鑑定を命ずることを得ず但し急遽の際正當の鑑定人と爲るべき者なき時は事實参考の爲め鑑定を命ずることを得

第百九十六條 豫審判事は成るべく鑑定に立會ふ可し

第百九十七條 豫審判事は鑑定人の請求に因り又は職權を以て鑑定人を増加し又は別人をして鑑定せしむることを得

第百九十八條 鑑定人は鑑定書を作り其手續結果及び鑑定を爲したる時間を詳記す可し

若し結果を得ざる時は其推測する所を記載す可し

鑑定人意見を異にする時は各自鑑定書を作り又は各自の意見を一箇の鑑定書に記載す可し

第百九十九條 鑑定人は鑑定書に年月日を記載し署名捺印及び契印す可し

又鑑定書には豫審判事之を受取りたる年月日を記載し共に捺印す可し

鑑定書は鑑定命令書に添置し可し

外國人鑑定を爲したる時は其鑑定書に裁判所より命じたる通事の作りたる譯本を添置く可し

第百條 鑑定人及び通事には旅費給料其他相當の費用を給與す可し

第八節 現行犯の豫審

第百一條 豫審判事は檢事より先に現行の重罪輕罪ある事を知りたる場合は其旨を通知し豫審に取掛ることを得

豫審判事は犯所に臨檢し令狀を發し其他此章に定めたる規則に従ひ豫審の處分を爲すことを得

第百二條 前條の場合に於ては檢事の起訴なしと雖も豫審判事は檢證調書を作るを以て公訴を受理したる者とす其調書には現行の重罪又は輕罪なることを記載す可し

豫審判事は速に書類を檢事に送致す可し但し檢事より其豫審手續を繼續す可き者に非ざるの意見ありと雖も通常の規則に従ひ之を終結す可し

第百三條 檢事は豫審判事より先に現行の重罪輕罪あることを知りたる時は豫審判事を待つことなく其旨を通知して犯所を臨檢し豫審判事に屬する處分を爲すとを得但し罰金の言渡を爲すことを得ず

第百四條 前條の場合に於て檢事は證憑書類に意見書を添へ速に證人及び鑑定人の陳述は宣誓を用ふることなく之を聴く可し

一四



第二百五條 豫審判事に送致す可し  
に之を豫審判事に送致す可し  
亦假に之を行ふとを得但し令狀を發することを得ず

第二百六條 豫審判事は證據書類に意見書を添へ被告人と共に速かに之を  
司法警察官は證據書類に意見書を添へ被告人と共に速かに之を  
檢事に送致す可し

第二百七條 豫審判事は二十四時内に被告人を訊問す可し此場合に  
檢事被告人を受取りたる時は二十四時内に之を訊問し  
調書を作り勾留狀を發すると否とを問はず一切の書類に請求書  
を添へ豫審判事に送致す可し  
若し起訴を爲す可からざる者と認めたる時は直ちに被告人を放  
免すべし

第二百八條 豫審判事は檢事又は司法警察官の爲したる手續に付き  
於てハ檢事の發したる勾留狀を解き又は之を存することを得  
更に其取調を爲すとを得但し檢事又は司法警察官の作りたる調  
書は之を訴訟書類に添置くべし

第二百九條 檢事は輕罪の現行犯に係る場合に於て勾留狀を發した  
ると思案えたる時は直ちに輕罪裁判所に呼出すことを得  
第九節 保釋

第二百十條 豫審判事は豫審中勾留狀又は收監狀を受けたる被告人  
證書を差出さしめ保釋を許すとを得  
被告人無能力なる時は親屬又は代人より保釋を求むるとを得

第二百十一條 前條の證書は書記局に差出す可し  
保釋中被告人を呼出す時は出廷より二十四時前に其報知を爲す  
可し

第二百十二條 保釋を許すには金額を以て被告人の出廷を保証せし  
むべし但し豫審判事其金額を定め保釋を許すの言渡を記載す可  
し

第二百十三條 保証を爲すには被告人又は其他の者より保証金若く  
は貯金預所又は銀行の預證書を書記局に差出す可し  
又裁判所の管轄地内に住し且充分なる資力ある者より金額に充  
つ可き保証書を差出すことを得

第二百十四條 保釋中被告人呼出を受け正當の事由なくして出廷せ  
ざる時は保証金の全部又は幾分を没入す可し  
第二百十五條 保証金を没入するには檢事の意見を聞き豫審判事其  
言渡を爲す可し若し他人の保証に係る時は民事の規則に従ひ之  
を徵收すべし

第二百十六條 豫審判事保証金を没入したる時は保釋の言渡を取消  
す可し



又豫審中保釋の言渡を取消すことを必要なりとする時は検事の意見を聴き其言渡を取消す可し

第二百十七條 豫審判事保証金を没入したる後免訴の言渡違警罪裁判所に移すの言渡又は罰金に該る可き輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡を爲したる時は検事の意見を聴き没入したる金額を還付す可し

第二百十八條 豫審判事免訴の言渡違輕罪裁判所に移すの言渡又は罰金に該る可き輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡を爲し若くは保釋の言渡を取消したる時は其證金を還付す可し  
第二百十九條 豫審判事は保釋の請求あると否とを問はず檢事の意見を聴き被告人を其親屬又は故舊に責付することを得

第十節 豫審終結  
第二百二十條 豫審判事は被告事件其管轄に非ずとし又は他の取調を要することなしと推料したる時は豫審終結の處分に付き檢事の意見を求むる爲め一切の訴訟書類を送致す可し

第二百二十一條 檢事は豫審充分ならずと思料したる時は其事件に付き更に取調を請求することを得若し豫審判事其請求を肯せざる時は檢事訴訟書類に意見を付し二十四時内に之を還付す可し

第二百二十二條 豫審判事の意見如何なるを問はず後に記載したる言渡を以て豫審終結をすべし

第二百二十三條 豫審判事の被告事件其管轄に非ざるとを認めたる時の其旨を言渡す可し若し拘留を要する者と認めたる時は前に發したる令狀を存し又の新に令狀を發し其事件を檢事に交付す可し  
第二百二十四條 豫審判事の左の場合に於て免訴の言渡を爲し且被告人拘留を受けたる時の放免の言渡を爲す可し

- 一 犯罪の証憑充分ならざる時
  - 二 被告事件罪と爲らざる時
  - 三 公訴期満免除と爲りたる時
  - 四 確定裁判を経たる時
  - 五 大赦ありたる時
  - 六 法律に於て其罪を全免する時
- 本條の場合に於て被害者の民事裁判所に非ざれば要償の訴を爲すとを得ず

第二百二十五條 被告事件違警罪なりと思料したる時の違警罪裁判所に移すの言渡を爲し且被告人拘留を受けたる時の釋放の言渡を爲す可し  
第二百二十六條 被告事件輕罪なりと思料したる時の輕罪裁判所に



移すの言渡を爲す可し  
被告人勾留を受けたる場合に於て罰金の刑に該る可き者と思料  
したる時の釋放の言渡を爲す可し  
禁錮の刑に該る可き者と思料したる時の保釋を許し又ハ責付を  
爲すことを得

第二十七條 被告事件重罪なりと思料したる時の重罪裁判所に  
移すの言渡を爲す可し若し保釋を許し又ハ責付を爲したる時の  
其言渡を取消す可し

重罪裁判所に移すの言渡書にハ控訴裁判所檢察長の指揮あるま  
で豫審を爲したる裁判所の監倉に被告人を留置すべきことを記載  
す可し

第二十八條 豫審終結の言渡にハ事實及び法律に依り其理由を  
付す可し

管轄に非ざるの言渡を爲すにハ其理由を明示し若し被告人を勾  
留す可き時の其理由を明示す可し  
免訴の言渡を爲すにハ被告事件罪と爲らざると公訴受理す可か  
らざること及び其理由又犯罪の證據充分ならざると其旨を明  
示す可し

豫審終結の言渡書にハ第三百三十條の規則に従ひ被告人  
の正條を明示す可し

第二十九條 前條の言渡書にハ第三百三十條の規則に従ひ被告人  
の氏名等を明示す可し

第三十條 書記ハ速に豫審終結の言渡書の謄本を檢察民事原告  
人及び被告人に送達すべし但し是等の者の第二百四十六條以下  
の規則に従ひ其言渡に對し故障を爲すとを得

第三十一條 被告人を逮捕すると能はざる場合に於て重罪裁判  
所又ハ禁錮の刑に該るべき輕罪に付き輕罪裁判所に移すの言渡  
を爲したる時の其旨を言渡書に記載す可し但し被告人ハ現に勾留  
を受くるに非ざれば其旨を言渡に對し上訴を爲すとを得

第三十二條 前條の場合に於て檢察又ハ民事原告人の假に被告  
人の財産を差押ふ可きことを民事裁判所に請求するを得

第三十三條 豫審終結の言渡を爲したる時の豫審判事より速に  
其旨を裁判所長に報告す可し  
又十五日毎に未決の豫審事件に付き簡略なる報告書を差出す可  
し

第四章 豫審上訴  
第二百三十四條 左の場合に於てハ檢察又ハ被告人より豫審終結に  
至るまで何時にても故障を爲すことを得



一 等轉送の申立を棄却したる時  
 二 法律に背き合状を發し又ハ之を覆せざる時  
 三 法律に背き保釋責付を爲し又ハ之を爲さざる時  
 四 越境の處分ある時

第二百三十五條 民事原告人の私訴に付き第四の場合に於て故障を爲すことを得るに達し對手人の三日内に答辯書を差出すことを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時  
 第二百三十六條 民事原告人の私訴に付き第四の場合に於て故障を爲すことを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時

第二百三十七條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時  
 第二百三十八條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時

第二百三十九條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時  
 第二百四十條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時

第二百四十一條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時  
 第二百四十二條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時

第二百四十三條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時  
 第二百四十四條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時

第二百四十五條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時  
 第二百四十六條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時

第二百四十七條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時  
 第二百四十八條 豫審終結に至るまで豫審判事を忌避するを得ずるに付き檢事より故障ありたる時其裁判所の書記局に趣意を爲し又ハ之を覆せざる時



とを認め又ハ回避す可き者と思料したる時ハ會議局に回避の申立を爲す可し

第二十四條 會議局に於て之を判決す可し  
回避の申立ハ會議局に於て之を判決す可し

第二十五條 會議局に於て之を判決す可し  
ハ裁判所長官に他の判事をして豫審を爲さしむ可し其判事の檢事其他訴訟關係人の請求に依り又ハ職權を以て前豫審判事の爲したる處分を雖も更に取調を爲すを得

第二十六條 會議局に於て之を判決す可し  
會議局に申立て之を忌避することを得

第二十七條 檢察官は被告人又ハ民事原告人より之を忌避することを得  
檢事補自から回避す可き者と思料したる時は其旨を檢事に申立可し檢事は其申立を許す可し

第二十八條 檢事は總て豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得  
民事原告人は私訴に付き越權の處分あるに因り豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得

第二十九條 檢事は總て豫審終結の言渡に對し故障を爲すことを得  
被告人は重罪裁判所に移すの言渡に對し故障を爲すことを得輕罪轉送起權又は其事件を移すへき裁判所の管轄違に非されハ故障を爲すことを得

第三十條 故障の期限は一日なりとす但し言渡書の送達ありたるより之を起算す

第三十一條 檢事民事原告人及び被告人故障を爲すには申立書を書記局に差出すべし書記は速かに其旨を對手人に通知すべし故障申立人は三日内に趣意書を書記局に差出すべし

第三十二條 書記は速かに趣意書を對手人に送達し對手人は三日内に答辨書を差出すとを得

第三十三條 故障ありたる時は對手人より其判決あるまで何時にても附帶の故障をなすとを得

第三十四條 附帶の故障ありたる時は書記より其趣意書を對手人に送達すべし

第三十五條 對手人は三日内に答辨書を差出すことを得

第三十六條 豫審終結の言渡は故障の期限中又故障ありたる時は其判決あるまで執行を停止す但被告人を勾留し又ハ保釋責付を取消の言渡は其執行を停止せず

第三十七條 書記は故障趣意書答辨書其他訴訟書類を會議局に差出すべし

第三十八條 會議局に於ては第二百三十六條の規則に従ひ故障



の判決を爲す可し

豫審判事の言渡を認可したる時は其旨を言渡し若し其全部又は幾分を取消したる時は全部に付き更に言渡しを爲すべし

第二百五十三條 會議局に於て必要なりとする時は判事一名をして又被告人を保釋責付し又は勾留するの言渡しを爲すことを得

更に豫審を爲し又は其指する所の條件に付き更に取調を爲し其報告書を差出さしむ可し

第二百五十四條 會議局に於て故障の取調中管轄違越權又は公訴受理す可からざるを發見したる時は職權を以て豫審判事の言渡を取消すとを得

第二百五十五條 會議局に於て故障の取調中共犯の起訴を受けざる者あること附帶の犯罪に付き豫審を受けざる者あるとを發見したる時は檢事の請求に因り又は職權を以て判事一名をして豫審を爲し其報告書を差出さしむべし

檢事は意見書を差出す可し  
會議局に於ては報告書其他訴訟書類に依り故障と共に之を判決すべし

第二百五十六條 故障の判決ありたる時は速に其言渡書の謄本を檢事民事原告人及び被告人に送達すべし

第二百五十七條 檢事其他訴訟關係人は會議局の言渡に對して上告を爲す可し

第二百五十八條 被告人に送達す可き言渡書には其言渡に對し上訴するを得可きと及び其期限を記載す可し其記載なき時は規則に従ひ更に言渡書の送達あるまで被告人上訴の權を失ふとなかるべし

第二百五十九條 第三百十一條より第三百十三條までの規則ハ豫審の上訴に付ても亦之を適用す

第二百六十條 重罪裁判所に移すの言渡確定したる時は檢事其言渡書に一切の書類を添へ速に之を控訴裁判所檢事長に送致す可し檢事長ハ一切の書類證據物件及び被告人を重罪裁判所に移すの處分を檢事に命ずべし

重罪裁判所以外の裁判所に移すの言渡し確定したる時は檢事速に其執行を爲すべし

第二百六十一條 豫審に於て被告人免訴の言渡を受け其言渡確定したる時の罪名の變更あるも同一の事件に付き更に訴を受くるとなる時ハ但し新なる證據ある時ハ此限に在らず

新なる證據ある時ハ檢事より之を會議局に差出し會議局に於てハ其起訴を許可す可きや否を判決す可し

第四編 公判 第一章 通則



第二百六十二條

訴訟事件の書記局の簿冊に登記したる順序に従ひ

之を公判に付す可し  
裁判所長の未決勾留の日數を減縮する爲め職權を以て其順序を變更するとを得又重要な事由の爲め檢察官其他訴訟關係人の請求ありたる時も又順序を變更するとを得

第二百六十三條

重罪輕罪違警罪の訊問辨論及び裁判言渡の之を公

第二百六十四條

被告事件公安を害し又ハ得褻に渡り風俗を害する

第二百六十五條

被告人ハ公庭に於て身體の拘束を受くるとなし但

第二百六十六條

被告人ハ辨論の爲め辯護人を用ふるとを得

第二百六十七條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百六十八條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百六十九條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十一條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十二條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十三條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十四條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十五條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十六條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十七條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十八條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙

第二百七十九條

被告人ハ公庭に於て暴行又ハ喧嘩を爲し辨論を妨礙



ざる時の闕席裁判を爲す可きの告知書を親族若くは戸長に送達す可し

第二百七十條 闕席したる被告人に付ては辨護人を用ふるを許さず但し其親族故舊の被告人の出廷すると能はざる事由を証明するを得

裁判所に於て其事由を正當なりとする時の檢察官の意見を聽き裁判を延期することを得

第二百七十一條 被告人の中一名又ハ數名出廷せしと雖も出廷したる者に付ては通常の規則に従ひ對審裁判を爲す可し

第二百七十二條 裁判長の公廷に於て諸般の取締の爲め相當の處置を爲す可し

稱誹謗其他辨論を妨礙する者ある時の之を制止し又ハ退廷せしむるとを得

第二百七十三條 公廷に於て輕罪違警罪を犯したる者ある時ハ其身分の如何に拘はらず裁判長の命令に因り之を取押へ檢察官の意見を聽き直ちに裁判を爲し又ハ次の公判に付するの言渡しを爲す可し

書記ハ犯罪の事件及び裁判長の處分に付き即時に調書を作る可し

第二百七十四條 前條の場合に於て違警罪裁判所に於ては輕罪裁判所其他上等の裁判所にては輕罪に付き終審の裁判を爲す可し

第二百七十五條 公廷に於て重罪を犯したる者ある時ハ裁判長被告人及び證人を訊問し調書を作り裁判所に於て檢察官の意見を聽き通常の規則に従ひ裁判する爲め豫審判事に送附するの言渡しを爲す可し

第二百七十六條 裁判所に於てハ訴を受けざる事件に付き裁判を爲す可からず但し辨論により發見したる附帶の事件及び公廷内の犯罪に付てハ此限に在らず

若し附帶の事件に付き豫審を必要なりとする時の本案の裁判を停止するを得

第二百七十七條 檢察官被告人及び民事擔當人の始審終審を問はず本案の裁判言渡しあるまで何時にても管轄違又ハ公訴受理す可からざるの中立を爲すことを得

裁判所に於てハ職權を以て管轄違又ハ公訴受理す可からざるの言渡しを爲すことを得

第二百七十八條 裁判所に於て前條の申立を棄却したる時ハ本案の裁判言渡しを待たず直ちに控訴又ハ上告を爲すを得此場合に於てハ本案の辨論を停止す



第二百七十九條

檢察官其他訴訟關係人の第二百三十七條に定めたる

る原由ある時ハ違警罪裁判所輕罪裁判所控訴裁判所又ハ重罪裁

判所の裁判官及び書記に對し忌避の申立を爲すことを得

第二百八十條

忌避の申立ハ本案の裁判官に預じたる時亦同じ

第二百八十一條

忌避の申立ありたる時ハ本案の辨論を停止す

第二百八十二條

忌避又ハ回避の申立及び其判決を爲すにハ第二百

第二百八十三條

公判に於て用ふ可き證據ハ豫審に於て用ふ可き証

第二百八十四條

裁判長ハ檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ

第二百八十五條

調書を作りたる司法警察官ハ檢察官其他訴訟關係

第二百八十六條

豫審に於て訊問したる證人の更に之を呼出すこと

第二百八十七條

以下の規則ハ公判の證人にも亦之を

第二百八十八條

證人の互に言語を接す可からず又陳述前辨論に立

第二百八十九條

證人の左の順序に従ひ訊問す可し

第二百九十條

証人姓名目録の順序に従ひ之を訊問す但

第二百九十一條

証人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十二條

証人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十三條

証人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十四條

証人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十五條

証人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十六條

証人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十七條

証人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十八條

証人の請求に因り呼出したる証人

第二百九十九條

証人の請求に因り呼出したる証人

第三百條

証人の請求に因り呼出したる証人

第三百零一條

証人の請求に因り呼出したる証人

第三百零二條

証人の請求に因り呼出したる証人

第三百零三條

証人の請求に因り呼出したる証人



し裁判所の証人を呼出したる者の意見を聞き其順序を変更する  
とを得

第二百九十一條 証人及び被告人の裁判長に非ざれば之を訊問する  
とを得ず

陪席判事及び檢察官の裁判長に告げ証人及び被告人を訊問する  
とを得

第二百九十二條 証人の陳述不實にして故意に出で禁錮以上の刑に  
該るべき者と思量したる時の裁判所に於て檢察官其他訴訟關係  
人の請求に因り又ハ職權を以て之を取押へ勾引狀を以て豫審判  
事に送致す可きの言渡しを爲すべし

第二百九十三條 証人呼出に應ぜざる時の裁判所に於て即時に檢察  
官の意見を聞き左の科料罰金を言渡す可し但し其言渡に對して  
ハ故障及び控訴を許さず

第二百九十四條 前條の言渡し書ハ即時に書記より本人に送致すべ  
し

第二百九十五條 証人呼出に應ぜざる時の檢察官其他訴訟關係人の  
請求に因り又ハ裁判所の職權を以て公判を延期するの言渡しを爲  
すことを得

第二百九十六條 証人再度の呼出を受け仍ほ出廷せざる時の檢察官  
の意見を聞き前に定めたる科料罰金の二倍及び再度の呼出の費  
用を言渡す可し此場合に於ても亦前條に從ひ再公判を延期す  
るを得但し延期したる時の其証人に對し勾引狀を發すべし

第二百九十七條 第百九十一條以下の規則ハ公判に於て新に命じた  
る鑑定人にも亦之を適用す但し呼出に應ぜざる時の第二百九十

二 輕罪以上の事件に付てハ二圓以上十圓以下の罰金  
被告人闕席したる時の其呼出たる証人出廷せずと雖ども科料罰  
金を言渡すべからず

第二百九十四條 前條の言渡し書ハ即時に書記より本人に送致すべ  
し

第二百九十五條 証人呼出に應ぜざる時の檢察官其他訴訟關係人の  
請求に因り又ハ裁判所の職權を以て公判を延期するの言渡しを爲  
すことを得

第二百九十六條 証人再度の呼出を受け仍ほ出廷せざる時の檢察官  
の意見を聞き前に定めたる科料罰金の二倍及び再度の呼出の費  
用を言渡す可し此場合に於ても亦前條に從ひ再公判を延期す  
るを得但し延期したる時の其証人に對し勾引狀を發すべし

第二百九十七條 第百九十一條以下の規則ハ公判に於て新に命じた  
る鑑定人にも亦之を適用す但し呼出に應ぜざる時の第二百九十

二 輕罪以上の事件に付てハ二圓以上十圓以下の罰金  
被告人闕席したる時の其呼出たる証人出廷せずと雖ども科料罰  
金を言渡すべからず

第二百九十四條 前條の言渡し書ハ即時に書記より本人に送致すべ  
し

第二百九十五條 証人呼出に應ぜざる時の檢察官其他訴訟關係人の  
請求に因り又ハ裁判所の職權を以て公判を延期するの言渡しを爲  
すことを得

第二百九十六條 証人再度の呼出を受け仍ほ出廷せざる時の檢察官  
の意見を聞き前に定めたる科料罰金の二倍及び再度の呼出の費  
用を言渡す可し此場合に於ても亦前條に從ひ再公判を延期す  
るを得但し延期したる時の其証人に對し勾引狀を發すべし

第二百九十七條 第百九十一條以下の規則ハ公判に於て新に命じた  
る鑑定人にも亦之を適用す但し呼出に應ぜざる時の第二百九十

二 輕罪以上の事件に付てハ二圓以上十圓以下の罰金  
被告人闕席したる時の其呼出たる証人出廷せずと雖ども科料罰  
金を言渡すべからず

第二百九十四條 前條の言渡し書ハ即時に書記より本人に送致すべ  
し

第二百九十五條 証人呼出に應ぜざる時の檢察官其他訴訟關係人の  
請求に因り又ハ裁判所の職權を以て公判を延期するの言渡しを爲  
すことを得

第二百九十六條 証人再度の呼出を受け仍ほ出廷せざる時の檢察官  
の意見を聞き前に定めたる科料罰金の二倍及び再度の呼出の費  
用を言渡す可し此場合に於ても亦前條に從ひ再公判を延期す  
るを得但し延期したる時の其証人に對し勾引狀を發すべし

第二百九十七條 第百九十一條以下の規則ハ公判に於て新に命じた  
る鑑定人にも亦之を適用す但し呼出に應ぜざる時の第二百九十

二 輕罪以上の事件に付てハ二圓以上十圓以下の罰金  
被告人闕席したる時の其呼出たる証人出廷せずと雖ども科料罰  
金を言渡すべからず

第二百九十四條 前條の言渡し書ハ即時に書記より本人に送致すべ  
し

第二百九十五條 証人呼出に應ぜざる時の檢察官其他訴訟關係人の  
請求に因り又ハ裁判所の職權を以て公判を延期するの言渡しを爲  
すことを得

第二百九十六條 証人再度の呼出を受け仍ほ出廷せざる時の檢察官  
の意見を聞き前に定めたる科料罰金の二倍及び再度の呼出の費  
用を言渡す可し此場合に於ても亦前條に從ひ再公判を延期す  
るを得但し延期したる時の其証人に對し勾引狀を發すべし

第二百九十七條 第百九十一條以下の規則ハ公判に於て新に命じた  
る鑑定人にも亦之を適用す但し呼出に應ぜざる時の第二百九十



三條の規則に従ひ處分す可し  
鑑定人の鑑定したる事件に付き説明の爲め更に之を呼出す時は  
證人に付き定めたる前條の規則に従ひ處分す可し  
第二百九十八條 被告人譯者啞者又ハ國語に通せざる者なる時の第  
百五十六條第百五十七條の規則に従ふ  
第二百九十九條 被告人數名ある時の裁判長其意見を述べ且檢察官  
其他訴訟關係人の意見を聞き訊問の順序を定む可し  
裁判長の事實發見の爲め必要なりとする時の職權を以て其順序  
を變更するを得

第二百條 證憑調濟の後檢察官民事原告人被告人其護辯人及び民事  
擔當人の順次發言すべし

檢察官其他訴訟關係人の陳述ハ他より妨礙するを得ず  
檢察官其他訴訟關係人の迭ひに辯論を爲すを得但し辯論の最  
終にハ被告人又ハ辯護人をして發言せしむべし

第二百一條 檢察官公訴を抛棄すと雖ども裁判所に於てハ本案に付  
き相當の裁判を爲すべし

第二百二條 辯論中公判の手續に付き異議の申立ありたる時の裁判  
所に於て檢察官の意見を聞き直ちに之を判決す可し但し其判決  
に對する控訴又ハ上告ハ本案の裁判言渡ありたる後に非ざれば

第二百三條 民事擔當人の始審終審を問はず何時にても其訴訟に關  
係するを得又民事原告人の民事擔當人をして其訴訟に關係せ  
しむるを得

若し異議の申立ありたる時の裁判所に於て之を判決す可し其判  
決に對してハ本案の裁判言渡しを待たず直ちに控訴又ハ上告を  
爲すとを得此場合に於てハ本案の辯論を停止す

第二百四條 裁判所に於て刑の言渡を事すにハ事實及び法律に依り  
其理由を明示し且一切の證憑を明示す可し

第二百五條 無罪の言渡を爲すにハ其理由として被告人に對し犯罪  
の證憑なきとを明示すべし

第二百六條 裁判所に於てハ公訴の裁判と同時に私訴の裁判言渡を  
爲すべし

私訴に付て取調未だ充分ならざる時の公訴の裁判ありたる後其  
裁判言渡を爲すを得

第二百七條 被告人刑の言渡を受けたる時の裁判所の職權を以て公  
訴裁判費用の全部又ハ幾分を擔當す可きの言渡を爲す可し  
免訴又ハ無罪の言渡ありたる場合に於て公訴裁判費用ハ官にて  
之を擔當すべし  
私訴裁判費用ハ民事の規則に従ひて敗訴したる者之を擔當す可



第三百八條 被告人刑の言渡を受けたるを問はず没收に係らざる差押物件の所有主の請求なしと雖ども之を還付するの言渡を爲すべし

第三百九條 本案の裁判所言渡に對する上訴の期限内又上訴ありたる時其判決あるまで裁判執行を停止す

第三百十條 禁錮以上の刑の言渡を受けたる者逃亡したる時其現に捕に就くに非ざれば上訴を爲すとを得ず

第三百十條 勾留を受けたる者上訴を爲し又ハ保釋を求むる時其申立書を監獄長に差出し監獄長より之を其裁判所の書記に差出す可し

第三百十二條 訴訟關係人又ハ其代人非常の變災厄難に因り上訴期限を經過したる場合に於て其旨を證明したる時其期限を經過したるに因り失ひたる權利を回復するとを得但し變災厄難を免か

第三百十三條 書記の速かに前條の申立書を對手人に送達す可し對

手人の三日内に答辨書を差出す事を得

上訴を判決す可き裁判所に於てハ會議局にて檢察官の意見を聞

き先づ其上訴を受理す可き或否を判決す可し

係人に通知せしめ通常の規則に従ひ本案の裁判を爲す可し

上訴を受理す可からざる者と判決したる時其他の原由あるに非

ざれば即時に裁判執行を爲さしむ可し

第三百十四條 裁判言渡の辨論を終りたる後公廷に於て即時に之を爲し又ハ欠日に之を爲す可し

裁判言渡書の其言渡前裁判官之を作り書記と共に署名捺印す可

し

裁判言渡書に其言渡を爲したる裁判所年月日其事件に干預したる檢察官の氏名を記載す可し

第三百十五條 訴訟關係人の其費用を以て裁判言渡書の謄本又ハ其

抜書を求むる事を得但し上訴の爲め其求を爲したる時其書記よ

り二十四時内に之を下付す可し

第三百十六條 豫審裁判により刑の言渡ありたる時其裁判長より其

言渡を受けたる者に前條の請求及び其言渡に對し控訴又ハ上告

を爲すを得可き事及び其期限を告知し又闕席裁判に因り刑の言

渡ありたる時其言渡に對し故障を爲すを得可き事及び其期限

を言渡書に記載す可し

若し其告知又ハ記載なき時其通常の規則に従ひ其告知あるまで



第三百十七條

書記の各事件に付き各別に公判始末書を作り左の條

一 裁判を公行したる事又は傍聽を禁ずるの言渡ありたる事及び

二 被告人の訊問及び其陳述

三 証人鑑定人の陳述及び宣誓を爲したる事若し宣誓を爲さざる

四 原被の證據物件

五 申立たる事是等の事件に付き檢察官其他訴訟關係人の意見及

六 辯論の順序及び被告人をして最終に發言せしめたる事

第三百十八條 公判始末書に前條に記載したる條件の外言渡を爲

したる裁判所年月日裁判長陪席判事檢察官及び書記の氏名を記

載すべし

辯論日に涉る時其旨及び同一の裁判官出席したることを記載

すべし

辯論中豫備判事をして代らしめたる時其旨を記載す可し檢察

官及び書記に付ても亦同じ

長及び書記署名捺印す可し

裁判長の署名捺印せざる以前に公判始末書を檢閲し若し意見あ

る時其紙尾に記載す可し

第三百二十條 裁判言渡書及び公判始末書の正本へ其裁判所の書記

局に保存すべし

上訴ありたる時裁判長及び書記裁判言渡書及び公判始末書の

謄本に認印し之を上訴書類に添ふ可し

第二章 違警罪公判

第三百二十一條 違警罪裁判所に於て左の條件に因て公訴を受理

す

一 檢察官の請求に因り書記局より被告人に對し發したる呼出狀

第三百二十二條

豫審判事又は上等の裁判所の判決に因り其事件を移すの言渡

の日時被告事件及び代人を呼出を受く可き者の氏名職業住所出廷

載す可し若し被告事件の記載なき場合に於て被告人未だ証人

を呼出さざる時公廷にて其事件の告知を受けたる後其呼出及

び辯護の爲め二日の猶豫を求むるとを得

第三百二十三條 呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の猶豫あ

可べし

第三百二十四條

違警罪裁判官の被告事件急速を要する時公判に



取掛る前檢察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て對  
手人の立會を要せずして檢證處分を爲すことを得

第三百二十五條 證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二十四  
時の猶豫を以て之を呼出すべし

又呼出を受けずして出廷したる者と雖ども訊問前其名刺を書記  
に差出したる時ハ裁判所に於て證人として其陳述を聞くことを得

第三百二十六條 書記ハ各事件毎に訴訟關係人の氏名を呼立つ可し  
若し其呼立に應ぜざる時ハ他の事件の裁判を終りたる後其事件  
を裁判すべし

第三百二十七條 違警罪裁判ハ最初に被告人の氏名年齢身分職業  
住所出生の地を問ふべし

官吏の作りたる調書又ハ申立書ある時ハ書記之を朗讀すべし  
第三百二十八條 違警罪裁判官ハ被告人に被告事件を承認するや否  
を訊問す可し若し被告人代人を以て白狀を爲す時ハ其署名捺印  
したる書面を差出すべし

第三百二十九條 被告人の白狀ありたる時ハ他の證憑を差出すに及  
ばず但し裁判所に於てハ檢察官民事原告人の請求に因り又ハ職  
權を以て之を差出さしむる事を得若し白狀なき時ハ原被の證人  
を訊問し其他證憑ある時ハ之を差出すべし

第三百三十條 檢察官ハ法律の適用に付き意見を陳述すべし  
民事原告人は被告事件を證明し及び必要償に付き意見を陳述すべ  
し

被告人民事擔當人又は其代人は答辯を爲すべし  
第三百三十一條 呼出を受けたる被告人民事擔當人又は其代人出廷  
せざる時は檢察官及び民事原告人の請求する所を聽き闕席裁判  
を爲す可し

民事原告人出廷せざる時亦同じ  
第三百三十二條 闕席裁判言辯書は檢察官其他訴訟關係人の請求に  
依り闕席したる者又は其住所に之を送達すべし

闕席裁判を受けたる者故障を爲さんとする者は言渡書の送達あ  
りたるより三日内に其申立書を書記局に差出すべし

第三百三十三條 裁判所に於て先づ故障の申立を受理す可きや否を  
判決す可し若し受理す可き者と判決したる時は書記より故障あ  
りたる事及び其事件を公判に付すべし日時を故障の對手人に通  
知する爲め呼出狀を送達すべし但し其送達と出廷との間少くとも  
二日の猶豫あるべし

又公判に付すべき日時を其前日に故障の申立人に報知すべし  
第三百三十四條 故障の申立を受理したる場合に於ては第三百二十  
六條より第三百三十條までの規則に従ひ更に裁判を爲すべし



第三百三十五條 其裁判に闕席したる者は故障を爲すとを得ず

第三百三十六條 言渡を爲すべし又第二百二十四條第三以下の場合に於ては無罪の言渡を爲すべし

第三百三十七條 被告事件違警罪にして且證憑充分なる時は法律に従ひ刑の言渡を爲すべし

第三百三十八條 被告事件重罪又ハ輕罪なる時は管轄違の言渡を爲し其事件を輕罪裁判所檢事に送致すべし但し被告人に對し勾留狀を發する事を得

第三百三十九條 違警罪裁判所の裁判言渡に對しては左の區別に従ひ輕罪裁判所に控訴する事を得

一 被告人は拘留の刑の言渡を受けたる時

二 民事原告人被告人及び民事擔當人の要償に付ての言渡民事上治安裁判所の終審の金額を超過したる時

三 檢察官其他訴訟關係人ハ上に記載したる原由あらざる時と雖も管轄違越權擬律の錯誤又ハ無効の記載ある規則に背きたる時

第三百四十條 控訴を爲さんとする者は原裁判所の書記局に其中立書を差出すべし但し其申立の期限は對審裁判に付ては言渡より五日以内又對審裁判に付ては五日以内とする

第三百四十一條 控訴を爲すの中立ありたる時は書記より其旨を對手人に通知すべし

第三百四十二條 訴訟に關する一切の書類は檢察官より控訴を受くべき裁判所の書記局に之を送致すべし

第三百四十三條 判所の檢察官に其意見書を差出すべし

第三百四十四條 係人に對し呼出狀を發したる後其裁判に於てハ書記局より訴訟關係人に對し呼出狀を出廷との間少くとも二日の猶豫あるべし

第三百四十五條 呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶豫を以て之を呼出すべし

第三百四十六條 控訴の對手人に其裁判言渡あるまで何時にても附帶の控訴を爲す事を得但し附帶の控訴は公庭に於て直ちに之を申立る事を得

第三百四十七條 控訴に係る事件は輕罪の裁判を爲すに付き定めたる規則に従ひ之を裁判す可し

第三百四十八條 檢察官其他訴訟關係人の裁判長の允許を得るに非ざれば新なる證人又ハ始審に於て陳述したる證人を呼出す事を得

第三百四十九條 控訴を受けたる裁判所に於てハ原裁判言渡を認可



するの言渡を爲し又ハ之を取消し更に言渡を爲す可し  
被告人の控訴を爲したる時ハ原裁判言渡より重き刑を言渡すこ  
とを得ず

第三百四十五條 第三百四十一條以下の規則ハ控訴の闕席裁判に付

ても亦之を適用す

第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人ハ違警罪事件の終審の對審  
裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第三章 輕罪公判

第三百四十七條 輕罪裁判所に於てハ左の條件に因て公訴を受理す  
一 檢察官の請求に因り書記局より被告人に對し發したる呼出狀

二 豫審判事輕罪裁判所會議局又ハ上等の裁判所の判決に因り其  
事件を移すの言渡

第三百四十八條 呼出狀に付てハ第三百二十二條第三百二十三條の  
規則に從ふ

第三百四十九條 被告事件罰金の刑に該る可き時ハ代人をして出廷  
せしむることを得可き旨を呼出狀に記載す可し

民事原告人及び民事擔當人ハ代人をして出廷せしむることを得  
第三百五十條 証人ハ呼出狀の送達と出廷との間少くとも一日の猶

も亦之を適用とす

第三百五十二條 檢察官ハ裁判長より被告人の氏名年齢職業住所及  
び出生の地を問ひたる後被告事件を陳述す可し

民事原告人の申立書ある時ハ書記をして之を朗讀せしめ次に原告證  
人の陳述を聞き且證據物件を被告人に示し辨解を爲さしむ可し

第三百五十三條 檢察官ハ法律の適用に付き其意見を陳述す可し  
民事原告人ハ要償に付き其意見を陳述す可し

第三百五十四條 罰金の刑に該る可き被告人又ハ第二百六十九條の  
規則に從ひ欠席裁判を爲す事を得可き被告人其呼出の日時に出

廷せざる時ハ欠席裁判を爲すべし

第三百五十五條 欠席裁判に關する第三百三十一條より第三百三十  
四條までの規則ハ此章にも亦之を適用す

第三百五十六條 闕席裁判に因り禁錮の刑の言渡を受けたる被告人  
ハ左の場合を除くの外刑の期滿免除に至るまで故障を爲すこと  
を得

一 被告人本案の裁判前豫め裁判す可き事件を申立たる時



二 裁判言渡書を本人に送達したる時  
三 被告人裁判執行に因り刑の言渡ありたる事を知りたるの証ある時

第一の場合に於てハ言渡書の送達ありたるより第二第三の場合に於てハ言渡ありたる事を知りたるより三日内に故障を爲す事を得

第三百五十七條 裁判所に於て事實發見の爲め必要なりとする時ハ

警察官其他訴訟關係人の請求に因り又ハ職權を以て新なる證人を呼出し鑑定人を命じ若くハ臨檢を爲す事を得但し是等の處分を爲すに付てハ第三編第三章に定めたる規事に従ふ

第三百五十八條 犯罪の證據充分ならざる時ハ裁判所に於て無罪の

言渡を爲す可し又第二百二十四條第三以下の場合に於てハ免訴の言渡を爲す可し本條の場合に於て被告人勾留を受けたる時ハ

第三百五十九條 被告事件違警罪なる時ハ終審の裁判言渡を爲し且

被告人勾留を受けたる時ハ釋放の言渡を爲す可し  
第三百六十條 被告事件重罪なる時ハ管轄違の言渡を爲し若し豫審

第三百六十一條 被告事件豫審を経たる時ハ之を其裁判所の會議局

に送付するの言渡を爲すべし  
會議局に於てハ第二百五十三條第二百五十五條の規則に従ひ取

第三百六十二條 會議局の言渡に因り事件を受理したる場合に於て

新なる證據を發見する事なくして其事件を重罪なりとする時ハ

第三百六十三條 前二條の場合に於てハ會議局又ハ大審院の判決あ

るまで檢察官の請求に因り又ハ裁判所の職權を以て被告人を其

第三百六十四條 被告事件輕罪にして日證據充分なる時ハ法律に従

ひ刑の言渡を爲す可し  
被告人禁錮の刑の言渡を受けたる時ハ當然保釋責付を取消した

第三百六十五條 檢察官其他訴訟關係人の左の區別に従ひ輕罪裁判

所の裁判言渡に對し控訴裁判所に控訴する事を得



一 檢察官の無罪免訴又ハ刑の言渡ありたる時但し違警罪事件として言渡ありたる場合に於ては其事件を輕罪なりとする時  
二 被告人の違警罪に付ての言渡を除くの外刑の言渡を受けたる時

三 民事原告人被告人及び民事擔當人の要償に付ての言渡民事上  
四 始審裁判所の終審の金額を超過したる時  
檢察官其他訴訟關係人の管轄違越權撤律の錯誤又ハ無効の記載ある規則に背きたる時

第三百六十六條 控訴ハ裁判言渡ありたるより五日内に之を爲すことを得  
欠席裁判を受けたる者ハ刑の期滿免除に至るまで何時にても故障を爲さずして直ちに控訴を爲す事を得但第三百五十六條の場合に於てハ五日内に之を爲す可し

第三百六十七條 公訴の裁判言渡に對し控訴ありたる場合に於て被告人勾留を受けたる時ハ檢察官より之を控訴裁判所の監倉に移す可し

第三百六十八條 第三百三十九條より第三百四十二條まで及び第三百四十四條の規則ハ此章にも亦之を適用す  
第三百六十九條 輕罪裁判所檢事の控訴又ハ檢事長の附帶の控訴ありたる場合に於て被告事件を重罪なりとする時ハ第二百五十五條の規則に從ひ會議局に於て重罪裁判所に移すの言渡を爲す可し

第三百七十條 控訴の欠席裁判及び其故障に付てハ始審の欠席裁判及び其故障に付き定めたる規則に從ふ  
第三百七十一條 檢察官其他訴訟關係人の輕罪裁判所の終審の對審裁判言渡し及び控訴裁判所の對審裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第四章 重罪公判  
第三百七十二條 重罪裁判所に於てハ左の條件に因て公訴を受理す  
一 豫審判事又ハ輕罪裁判所會議局の判決に因り其事件を移すの言渡

二 控訴裁判所又ハ大審院の判決に因り其事件を移すの言渡  
第三百七十三條 重罪裁判所に移すの言渡確定したる時ハ左の區別に從ひ公訴狀を作る可し  
控訴裁判所に於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長公訴狀を作る可し

始審裁判所に於て重罪裁判所を開く時ハ檢事長公訴狀を作り又ハ重罪裁判所檢察官の職務を行ふ可き檢事をして之を作らしむ可し

第三百七十四條 公訴狀にハ左の條件を記載す可し



一 被告事件の始末及び加重減輕の摸樣  
二 被告人の氏名年齢身分職業住所出生地  
三 豫審に於て集取したる原被の證據

四 罪名法律の正條及び重罪裁判所に移すの言渡の概畧  
第三百七十五條 公訴狀に重罪裁判所に移すの言渡書に記載したるより以外の事件又ハ被告人を記載す可からず

第三百七十六條 重罪裁判所に移すの言渡書に同一の被告人に對し附帶に非ざる數個の重罪を記載したる場合に於て檢察官ハ各別に公訴狀を作りたる上に於て各別に辨論を爲す事を裁判所長に請求するを得

裁判所長ハ同一の公訴狀に附帶に非ざる數個の重罪を記載したる場合に於て其職權を以て各別に辨論を爲さしむる事を得又數個の公訴狀に記載したる事件に付き同時に辨論を爲さしむる事を得

第三百七十七條 書記ハ被告人出廷より少くとも五日前に公訴狀の謄本を被告人に送達すべし被告人數名ある時ハ格別に其謄本を送達す可し

第三百七十八條 重罪裁判所長又ハ委任を受けたる陪席判事は公訴狀の送達ありたるより二十四時の後書記の立會に依り被告事件

若し辨護人を選任せざる時ハ裁判所長の職權を以て其裁判所屬の代言人中より之を選任す可し

被告人及び代言人より異議の申立なき時ハ代言人一名をして被告人數名の辨護を爲さしむる事を得

辨護人を選任したるより三日の後ハ非されハ辨論に取掛る事を得ず

第三百七十九條 辨護人差支ある時若くは被告人より之を改選す可き正當の事由を申立たる時被告人自ら辨護人を選任するに非ざれば前條の規則に従ひ裁判所長より之を選任す可し但し辨護人を改選したる時ハ三日間辨論を停止すべし

第三百八十條 書記ハ第三百七十八條の場合に於て訊問の調書を作り辨護人を選任するに付き其式を履行したることを記載す可し

辨論中辨護人を改撰し及び辨論を停止したる時は公判始末書に其旨を記載す可し

第三百八十一條 辨護人なくして辨論を爲しにる時ハ刑の言渡の効なかる可し

第三百七十七條より第三百七十九條までの規則に背きたる事ありと雖ども辨論に取掛る前に非ざれば被告人より異議の申立をなすことを得ず

第三百八十二條 辨護人ハ第三百七十八條の處分ありたる後被告人



と接見する事を得  
又書記局に於て一切の訴訟書類を朗讀し且之を抄寫することを  
得  
辨護人を除くの外何人と雖ども重罪裁判所に移すの言渡ありた  
るより裁判言渡あるまで被告人と接見することを得ず但し被告  
人現に勾留を受くる地の裁判所長の允許を得たる時ハ此限に在  
ら

第三百八十三條

檢察官及び民事原告人の請求に因り呼出したる證  
人の氏名目録の開廷より一日前之を被告人に送達す可し  
被告人の請求に因り呼出したる證人の氏名目録ハ同上の期限内  
に書記より之を檢察官に送致し民事に付き呼出したる證人の氏  
名目録は之を民事原告人に送達す可し

第三百八十四條

前條の規則に従ひ豫め氏名を通知せざる證人の陳  
述ハ事實参考の爲めに非ざれば之を聽く事を得ず但し對手人よ  
り異議なき事を申立る時ハ證人として其陳述を聽く事を得

第三百八十五條

證人の呼出狀の送達と出廷との間少くとも二日の  
猶豫を以て之を呼出す可し

第三百八十六條

裁判長ハ開庭の日に當り公庭に於て陪席判事檢察  
官の面前にて開聽す可き事を陳述す可し但し被告人を呼出す可  
し

重罪裁判所々在地の... 以て豫備陪席判事と爲す

第三百八十八條

裁判官檢察官及び書記各其席に就きたる後即時に  
訊問及び辨論に取掛る可し  
裁判長ハ先づ被告人の氏名年齢身分職業住所出生の地を問ふ可  
し

第三百八十九條

書記ハ呼出したる證人の氏名を呼立つ可し  
若し其答辭と豫審中の陳述と齟齬ありと雖ども公訴狀に記載し  
たる被告人に相違なき時ハ引續き辨論を爲す可し

第三百九十條

書記ハ呼出したる證人の氏名を呼立つ可し  
其呼立に應じたる証人の扣席に退かしめ陳述を爲すに當り順次  
に之を呼入る可し

第三百九十一條

裁判長ハ書記をして公訴狀を朗讀せしむるに付き注  
意して聽く可き事を被告人に告知す可し

第三百九十二條

裁判長ハ書記前條の朗讀を終りたる後被告人を訊  
問す可し  
被告人豫審中に白狀したる事件を確認せず又ハ之を取消さんと  
する時ハ其事由を辨明せしむ可し

第三百九十二條

裁判長ハ前條の訊問を終たる後證憑を差出に從ふ  
被告人の白狀ありと雖ども仍ほ其取調を爲さざる可からず



證憑に付き辨解を爲し且自己の利益を爲る可き反證を差出す其を得可き事を被告人に告知す可し

第三百九十三條 裁判長の原告證人陳述を終りたる毎に被告人に意見ありや否を問ふ可し

第三百九十四條 證人の陳述を爲したる後其扣席に留るべし但し裁判長より退廷の允許を得たる時此限に在らず

陪席判事檢察官被告人及び民事原告人の更に證人を訊問する事又證人と對質せしむる事を請求するを得

第三百九十五條 裁判長は證人愛憎畏懼の念を生じ被告人の面前に於て充分なる陳述を爲すを得ざるべしと思料したる時は檢察官民事原告人の請求に因り又は職權を以て其證人の陳述中被告人を退席せしむるを得

第三百九十六條 裁判長は證人陳述を終りたる後再び被告人を公庭に呼入れ其陳述したる條件を告知し且被告人の意見ある時は之を申立しべし

第三百九十七條 檢察官及び被告人は辨論中に發見したる條件に付き豫審を求むるを得裁判所に於て其請求を認可したる時は重

告書を差出さしむべし

第三百五十七條 第一項の規則は本條にも亦之を適用す

第三百五十八條 辨論終結の言渡ありたる時は檢察官法律適用の爲め意見を陳述すべし

被告人及び辨護人は檢察官の意見其當を得ざる事を辨論するを得

第三百九十九條 前條の辨論を終りたる後民事原告人は私訴に付き其請求する所を陳述すべし

被告人辨護人及び民事擔當人の答辨を爲すを得

檢察官の私訴に付き其意見を陳述すべし

裁判所に於ての私訴の辯論を延期することを得但し閉廳前之を判決すべし

第四百條 被告事件重罪にして且證憑充分なる時の法律に従ひ刑の言渡を爲すべし又第二百二十四條第三以下の場合に於ては免訴

の言渡を爲し且被告人を放免すべし

第四百一條 犯罪の證憑充分ならざる時の無罪の言渡を爲し且被告人を放免すべし

又原被告の要償に付き第三百九十九條の規則に從ひ裁判言渡を爲すべし

第四百二條 辯論中公訴狀に記載したる事件に附帶せざる他の重罪輕罪を發見したる場合に於て檢察官の請求ある時の重罪裁判所



を開きたる裁判所の検事一名をして豫審を爲さしめ本會又ハ次會に於て本案の事件と共に之を裁判すべし

第四百三條 檢察官其他訴訟關係人は重罪裁判所の對審裁判言渡に對し上告を爲すとを得

第四百四條 欠席裁判を爲すにハ裁判長書記をして公訴狀及び必要なりとする豫審書類を朗讀せしめ又原被狀人の陳述を聴くべし檢察官ハ法律の適用に付き意見を陳述し民事原告人の要償に付き意見を申述すべし

第四百五條 欠席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人の請求に因り本人又ハ其住所に送達すべし

第四百六條 欠席裁判に係る刑の言渡に對しては檢察官に非ざれば民事原告人及び民事擔當人は私訴の裁判言渡に對し上告を爲すことを得

第四百七條 欠席裁判に因り刑の言渡を受けたる者ハ刑の期滿免除に至るまで何時にても故障を爲すとを得但し捕に就きたる時ハ十日内に故障を爲すべし

第四百八條 故障の申立ハ陪席裁判を爲したる重罪裁判所に之を爲すべし

其故障を受理すべき者と判決したる時ハ本會又ハ次會に於て通常規則に従ひ更に裁判を爲すべし

第四百九條 欠席裁判を爲したる重罪裁判所閉廳の後ハ其地を管轄する控訴裁判所に故障の申立を爲すべし

控訴裁判所に於て其故障を受理すべき者と判決したる時は通常規則に従ひ更に重罪裁判所の裁判を受くべきの言渡を爲すべし

第五編 大審院の職務

第一章 上告

第四百十條 檢察官及び被告人ハ豫審又ハ公判の言渡に對し左の場合に於て上告を爲すとを得

一 法律に背き忌避の申立を認可せざる時

二 裁判所の構成規則に背きたる時

三 法律に背き管轄違又ハ管轄なりと言渡若クハ管轄に非ざる裁判所に事件を移すの言渡ありたる時

四 法律に於て無効の記載ある規則に背きたる時又ハ無効の記載なき規則に背きたるに因り異議の申立ありたる場合に於て之を認可せざる時

五 法律に背き公訴を受理し又ハ受理せざる時



六 法律に定めたる場合に於て檢察官の意見を聴かざる時  
七 裁判所に於て請求を受たる事件に付判決を爲さず又ハ職權  
を以て判決するを得可き場合を除くの外請求を受ざる事件に  
付き判決を爲したる時  
八 裁判言渡を公行せず又は傍聽を禁ずるの言渡なくして訊問  
及び辯論を公行せざる時  
九 事實及び法律に依り言渡の理由を付せず又は其理由の齟齬  
ある時

十 擬律の錯誤ある時

第四百十一條 越權の處分ある時  
利益の爲め定めたる規則に背きたると又ハ犯罪の場所に因り管

第四百十二條 轉達なりと雖も上告を爲すことを得ず  
審又ハ公判の言渡に對し第四百十條に定めたる原由に付き上告

第四百十三條 爲すことを得  
審又ハ公判の言渡に對し第四百十條に定めたる原由に付き上告  
を爲すことを得

第四百十四條 爲すことを得  
大審院檢察事長も亦附帶の上告を爲すことを得

第四百十五條 豫審又ハ公判の言渡に對し上告ありたる時ハ勾留保  
釋責付釋放及び放免の言渡を除くの外其執行を停止す

第四百十六條 局に差出すべし上告の申立書ハ其申立ありたるより二十四時内  
に書記より之を對手人に送達すべし

第四百十七條 書記より之を對手人に送達すべし  
を原裁判所の書記局に差出すべし

第四百十八條 對手人ハ上告趣意書を受取りたるより五日内に答辯  
書記ハ其答辯書を受取りたるより二十四時内に之を上告申立人に

第四百十九條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十一條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十二條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十三條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十四條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十五條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十六條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十七條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十八條 送達すべし  
送達すべし

第四百二十九條 送達すべし  
送達すべし

第四百三十條 送達すべし  
送達すべし



書類及び上告書類を其裁判所の檢察官に差出すべし  
檢審査官の其書類を五日内に大審院檢察官に差出し且意見ある時  
は之を添ふべし  
檢事長の上告事件を刑事局の簿冊に登記すべきことを院長に請求  
すべし

第四百二十一條

上告申立人及び對手人の代人を差出すことを得  
重罪の刑の言渡を受けたる者上告を爲し又ハ檢察官より重罪の  
刑に該るべき者として上告を爲したる場合に於て刑の言渡を受  
けたる者自ら代言人を選任せざる時ハ院長の職權を以て其院所  
屬の代人中より之を選任すべし

第四百二十二條

院長ハ刑事局判事中心にて専任判事一名を命ずべし  
専任判事ハ一切の書類を檢閲し其報告書を作る可し但し自己の  
意見を付すべからず

第四百二十三條

上告申立人及び對手人の専任判事の報告書を差出  
すまでは大審院書記局を経由して其趣意を擴張すべき辯明書を  
差出すとを得  
専任判事報告書を差出したる後辯明書を差出したる時ハ之を其  
報告書に添ふべし

第四百二十四條

書記ハ開廷より三日前に開廷の日時を上告申立人  
及び對手人の代言人に報知すべし

第四百二十五條

開廷の日ハ公廷に於て専任判事其報告書を朗讀  
すべし

檢事長及び代言人ハ各其趣意を辯明すべし

第四百二十六條

上告申立人又ハ對手人より代言人を差出さる時  
ハ其儘にて判決を爲すべし

第四百二十七條

大審院に於て上告の理由なしとする時ハ之を棄却  
するの言渡を爲すべし

第四百二十八條

大審院に於て豫審又ハ公判の言渡に對する上告に  
付き破毀の原由ありとする時ハ其言渡の全部を破棄し其事件を  
他の裁判所に移すの言渡を爲すべし但し後の數條に記載したる  
場合ハ此限にあらす

第四百二十九條

擬律の錯誤若クハ法律に背き公訴を受理し又ハ受  
理せざるとに因り原裁判官言渡を破毀したる時ハ其事件を移す  
となく大審院に於て直ちに裁判言渡しを爲すべし

第四百三十條

豫審又ハ公判の手續規則に背きたるとありと雖とも  
其後の手續に利害を及ぼさざる時ハ其事件を他の裁判所に移す  
となく止た其手續を破毀すべし

第四百三十一條

豫審又ハ公判の言渡の幾分に對し上告ありたる場  
合に於て他の部分に關係あらざる時ハ大審院に於て其上告に係



る部分を破毀し法律に従ひ直ちに相當の裁判言渡を爲し又其事件を他の裁判所に移すべし  
第四百三十二條 大審院に於て原裁判言渡を破毀し直ちに裁判言渡を爲したる時ハ原裁判所又ハ他の裁判所をして其執行を爲さしむべし

第四百三十三條 大審院に於て破毀したる事件を他の裁判所に移すの言渡を爲すべき時ハ原裁判所に接近したる同等の裁判所を示定すべし其單に私訴に係る事件は之を民事裁判所に移すべし  
第四百三十四條 法律に係る大審院の判決ハ確定の者とす

第四百三十五條 法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又ハ相當の刑より重き刑を言渡たる場合に於て定期内に上訴する者なくして其裁判言渡し確定したる時ハ大審院檢事長より司法卿の命に因り又ハ職權を以て何時にても非常上告を爲すことを得非常上告ありたる時ハ原裁判言渡を破毀し大審院に於て直ちに裁判言渡を爲すべし

第四百三十六條 左の場合に於てハ大審院の裁判言渡に對し檢事長其他訴訟關係人より其院に哀訴することを得  
一 大審院に於て前數條に定めたる式を履行せざる時

第四百三十七條 哀訴を爲さんとする者ハ裁判言渡ありたるより三日以内に書記局に其申立を爲すべし  
書記は申立書を受取りたるより三日内に之を對手人へ送達し對手人の同一の期限内に其答辨書を差出すべし  
大審院に於てハ通常上告の規則に従ひ哀訴の判決を爲すべし

第四百三十八條 大審院の裁判言渡ハ其言渡ありたるより三日間又哀訴ありたる時ハ其判決あるまで執行を停止す  
第二章 再審の訴  
第四百三十九條 再審の訴ハ左の場合に於て重罪輕罪の刑の言渡に對し被告人利益の爲め之を爲すとを得但し裁判確定の後非ざれば之を爲すことを得ず

一 人を殺したる罪に付き刑の言渡ありたる後其言渡の日に當り殺れたりと認められし者現に生存し又ハ犯罪前既に死去したるの確證ありたる時  
二 同一の事件に付き共犯に非ずして別に刑の言渡を受けたる者ありたる時  
三 犯罪ある以前に作りたる公証の證書を以て當時其場所に在らざるとを證明したる時



四 被告人を陷害したる罪に因り刑の言渡を受けたる者ありたる時  
五 公正の證書を以て訴訟書類に偽造又ハ錯誤あることを證明したる時

第四百四十條

再審の訴を爲すことを得べき者左の如し

一 刑の言渡を爲したる裁判所の檢察官  
二 刑の言渡を爲したる裁判所を管轄する控訴裁判所の檢察官  
三 大審院檢察事長但し司法卿の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲すべし

四 刑の言渡を受けたる者

第四百四十一條

再審の訴ハ刑の消滅したるに拘らず何時にても之を爲すとを得

第四百四十二條

再審の訴を爲さんとする者ハ其趣意書に原裁判言渡し書の謄本及び證據書類を添て之を原裁判所の書記局に差出すべし

原裁判所の檢察官ハ其書類に意見書を添へ之を大審院檢察事に差出すべし

原裁判所の檢察官及び控訴裁判所檢察事長自ら再審の訴を爲さんとする時ハ前項の手續に従ひ其書類を差出すべし

第四百四十三條

大審院に於ては檢察官の請求に因り速に專任判事一名をして其取調を爲し報告書を差出さしむべし

第四百四十四條

大審院に於てハ他の事件を聞き刑事局判事全員會議局に集會し專任判事の報告書及び檢察事長の意見書に依り判決を爲すべし

第四百四十五條

大審院に於て再審の原由あることを認めたる時ハ原裁判言渡を破毀し公訴及び私訴に付き再審を爲すべきことを言渡其事件を原裁判所と同等なる他の裁判所に移すべし

其送付を受けたる裁判所に於ては通常の規則に従ひ裁判を爲すべし

第四百四十六條

死者の親屬より再審の訴を爲したる場合に於て大審院にて再審の原由あることを認めたる時ハ其事件を他の裁判所に移すとなく原裁判言渡を破毀すべし

第四百四十七條

再審の裁判に因り無罪の渡渡ありたる時又ハ前條の場合に於て破毀の言渡ありたる時ハ其者の名譽を復する爲め其言渡書を掲示公告すべし

第三章 裁判管轄を定むるの訴

第四百四十八條

通常裁判所と特別裁判所とを問はず管轄に非ざる變に因り訴訟事件を管理すると能ハざる時ハ檢察官其他訴訟關



係人より裁判管轄を定むるの訴を爲すとを得  
大審院検事長の司法省の命に因り又ハ職權を以て其訴を爲すと  
を得

第四百四十九條 裁判管轄を定むるの訴を爲さんとする者の其趣意  
書に訴訟書類を添へ之を大審院の書記局に差出すべし

第四百五十條 大審院に於てハ刑事局判事二名以上會議局に集會し  
專任判事の報告書及び検事長の意見書に依り裁判管轄を定むる  
の訴を判決し其事件を管理すべき裁判所を定示すべし

第四章 公安又ハ嫌疑の爲め裁判管轄を移すの時  
第四百五十一條 犯罪の性質被告人の身分員數地方の民必其他重大  
なる事情に因り裁判に對し粉擾又ハ危険を生ずるの恐ある時ハ  
公安の爲め其事件を同等なる他の裁判所に移すとを得

第四百五十二條 公安の爲め裁判管轄を移す時ハ司法卿の命に因り  
大審院検事長より其院に之を爲すべし

第四百五十三條 大審院に於てハ會議局にて訴訟關係人の申立を聽  
くとなく速に前條の訴を判決すべし

第四百五十四條 被告人の身分地方の民心又ハ訴訟の模様に因り裁  
判の公平を維持すると能はざるの恐ある時ハ嫌疑の爲め其事件  
を同等なる他の裁判所に移す事を得

第四百五十五條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの時ハ管轄裁判所の檢  
察官其他訴訟關係人より之を爲す事を得

民事原告人嫌疑ある裁判所に私訴を爲し又被告人其裁判所に於  
て異議の申立なくして本案に付き辨論を爲したる時ハ前項の訴  
を爲す事を得ず

第四百五十六條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴を爲すにハ其趣意  
書二通を原裁判所の書記局に差出すべし

第四百五十七條 大審院に於てハ第四百五十條の規則に従ひ前條の  
書記ハ速に一通を對手人に送達し對手人ハ其送達ありたるより  
三日内に答辨書を差出す事を得

第四百五十八條 嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴ありたる時ハ裁判  
所に於て其訴訟手續を停止す

第六編 第一章 裁判執行權及び特赦  
第四百五十九條 重罪輕罪違警罪の刑ハ裁判確定の後に非ざれば之  
を執行すべからず

第四百六十條 死刑の言渡確定したる時ハ檢察官より速に訴訟書類  
を司法卿に差出すべし

第四百六十一條 死刑を執行すべきの命令ありたる時ハ三日内に其執  
行を爲すべし